

令和8年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第9日（令和8年3月10日 火曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	中山義介君	2番	坂下文宏君
3番	新谷英生君	4番	形岡弘士君
5番	弘田条君	6番	武政健三君
7番	山崎誠一君	8番	吉村政朗君
9番	作田喜秋君	10番	岡本詠君
11番	前田晃君	12番	浅尾公厚君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	池正澄君	局長補佐	山本卓己君
再任用職員	窪内研介君	会計年度任用職員	廣瀬るみ君

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	橋本敏男君	副市長	早川聡君
会計管理者兼 会計課長	萬知栄君	税務課長兼 固定資産評価員	岡田旭生君

企 画 財 政 課 長	酒 井 満 君	総 務 課 長（併） 選挙管理委員会事務局長	畑 山 正 王 君
危 機 管 理 課 長	岡 田 哲 治 君	消 防 長	宮 地 直 道 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	中 村 浩 司 君	健 康 推 進 課 長	竹 池 亮 君
福 祉 事 務 所 長	永 野 美 歌 君	市 民 課 長	東 直 能 君
まちづくり対策課長	和 泉 政 彦 君	観 光 商 工 課 長	横 山 英 幸 君
農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	中 尾 吉 宏 君	水 道 課 長	山 本 実 君
じ ん け ん 課 長	宮 地 一 豊 君	特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	濱 田 三 幸 君
教 育 長	斧 川 哲 也 君	こ ども 未 来 課 長	田 村 五 鈴 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 悟 君	教育センター所長兼 少年補導センター所長	坂 本 久 恵 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 議

○副議長（吉村政朗君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和 8 年土佐清水市議会定例会 3 月会議、第 9 日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告をいたします。

9 番、作田喜秋君が所用のため遅刻する旨、届出がありましたので御報告をいたします。

なお、議長が出席するまでの間、私が議長職を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

11 番、前田 晃君。

（11 番 前田 晃君発言席）

○11 番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。会派市民のこえの前田晃です。

まず最初に、会派名を変更したことについて報告をさせていただきます。

1 月の市議補選で当選しました岡本議員が私たちの会派に加わりましたので、会派名を日本共産党から市民のこえに改めというか復活をさせて、議会活動を進めるということになりました。この会派名のとおり、市民の皆さんの声を基に議会活動を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして 2 点の質問をいたします。

まず初めに、橋本新市長の政治姿勢について、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

なお、この通告書を見ますと、ほかの皆さんと質問が重なるところが多々あると思いますので、その点は御容赦いただきますようお願いをいたします。

まず、1つ目です。市長と議会、議員との関係についてであります。

この2月だったと思いますけれども、秘書室のほうから私のほうへ、会派市民のこえのほうに電話がありました。それは、3月会議の前に議案の説明をしたいが参加するかとの打診の電話でありました。実はこの議案の事前説明の打診、お誘いというのは、私の12年の議員経験の中で全く初めてのことでありましたので、少し戸惑いました。

といいますのも、これまで泥谷市長や程岡市長のときには、市長を支持する、いわゆる与党会派にだけ、執行部による議案の事前説明を行っておりまして、私たちいわゆる野党会派には、事前説明どころかお誘いさえありませんでした。

事前説明がなくとも、開会日には議案についての通常の説明がありますので、別に困ることもないんですけれども、ただ、そもそも執行部をチェックする役割を持つ議員を市長が与党・野党に色分けをして、自分を支持する議員にだけ先に議案説明をすることは著しく公平さを欠くものでありますし、かつ、議会を分断して議会のチェック機能を弱め、議会への介入につながる行為でもあります。ですから、こういった対応を執行部は厳に慎むべきだと、私たちは考えてまいりました。

もし、今回の案内がこれまでのように会派や議員を色分けするものなら、私たちはお断りをするつもりでありましたけれども、秘書に確認をしますと、橋本市長の指示で全ての会派と議員に案内をしているということでありましたので、不公平な取扱いはないと判断をして、案内を受け入れたことであります。

そこで市長に、この議案の事前説明会を全会派と議員に案内した理由について、確認の意味でお伺いをしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。全会派と議員への議案説明についてでございます。

本3月会議前に、全会派と議員に議案の事前説明を呼びかけた理由は、これから審議していただく各議案について、全ての議員に偏在なく概要説明をさせていただくことで、各委員会の活性化と議会における熟議が図られるというふうに判断をしたからでございます。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

(1 1 番 前田 晃君発言席)

○11番(前田 晃君) この3月会議の議案について、全ての議案に滞りなく、偏在せず行き渡るように説明できるようにということですね。そういうことで事前説明をさせてもらったということでした。

参加をしまして、1時間程度の議案の説明でしたけれども、予算案とか条例案のポイントがよく分かりまして、これは確かに議案審査には役立つだろうというふうに思いました。県議会もこのような形を取っているということも聞きますので、清水も事前説明をするなら全議員を対象にすれば、市長が言われるように、議会の活性化、審議の活性化につながるというふうに私も思いました。今回、会派・議員を選別せずに公平に呼びかけたこの市長の対応については、二元代表制に沿った市長、執行部の在り方として、私は高く評価をしております。

それでは続けて、市長に、この地方政治における市長と議会との関係についてどのように考えておられるか、御所見をお伺いしたいと思います。昨日の吉村議員の質問の中の二元代表制とも関わることでありますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長(吉村政朗君) 市長。

(市長 橋本敏男君自席)

○市長(橋本敏男君) 地方政治における市長と議会の関係についてのお尋ねであったというふうに思います。

先日の吉村議員の答弁と、前田議員もおっしゃいましたが、少し重複することがございますので、よろしくお願いしたいと思います。

知事以下の地方政治は二元代表制という仕組みでできておりまして、首長と議会が互いに独立し切磋琢磨することで、最善の結論を導き出すことが大前提であるというふうに考えてございます。

執行権を持つ首長に対し、議会が市民の目としてブレーキをかけ、また、時にはアクセルを踏む役割を担うという観点からも、もし議会が追認機関に終始すれば、行政の独善性を許し、多様な民意は埋没してしまうというふうに思っております。健全な緊張感こそが、政策の質を高める唯一の担保であると考えています。

議会は、本市における政策の最高決定機関でありますので、両者による対立構造そのものではなくて、議論を通じて住民福祉の最大化を図るという観点から、議会と首長が共に自治を担うパートナーとしての真摯な議論を尽くしたいと。だから、熟議ということを私は盛んにお話をしてございます。できるだけ議論がかみ合うような形で整理をして、その議論をしっかりとやっていきたい、これが私の思いです。

○副議長(吉村政朗君) 11番、前田 晃君。

(1 1 番 前田 晃君発言席)

○ 1 1 番(前田 晃君) 市長のこの二代表制に関わる地方議会の在り方について、今お話をいただきました。

私も全くそのとおりだと思っているんですけども、清水の市議会には、市民に開かれた議会の在り方を定めた議会基本条例がありますけれども、これこそ、今市長が触れました地方政治の二代表制を、これは議会側から具体化したものであります。

その第 8 条には、まさにこの市長等と議会及び議会の関係という項がありまして、その第 1 項にはこう定められています。「議会は、市長との立場や権能の違いを踏まえ、市長等と緊張ある関係を構築し、事務執行の監視、評価を行うとともに、政策立案及び提言を通し、市政の発展に努めなければならない。」これが第 1 項であります。あと何項かありますけれども、こういうふうに定めています。

この条文は、ただいま市長が触れましたように、共に市民から選ばれた市長と議会、議員は対等・平等であり、お互いにリスペクト、尊敬をし、緊張した関係の中で政策論議を行って、共に市民のために頑張るということを求めています。この第 8 条が示している対等・平等な市長と議会との関係こそ、私たちが実現すべき議会の在り方ではないかというふうに思うところであります。

ところで橋本市長は、昨日ちょっと触れていましたけれども、本市のこの議会基本条例制定の特別委員会の委員長として活躍をし、この議会基本条例の生みの親と言っても過言ではありません。ですから、市長が議会に対して二代表制にふさわしい対応をされるのは当然といえば当然なんですけれども、今後は、市長と議会とのこの対等な関係の下で議会活動が進められていくということだろうと思いますので、私も大変期待もし、そして心強く思っているところであります。

昨年、現職の市長と議員の逮捕がありまして大変な驚きでしたけれども、顧みれば、市長と議会、とりわけ特定議員との不正ななれ合いの関係が、この官製談合事件のような不正を生む土壌になっていたのではないかというふうに思われます。

逮捕翌日の高知新聞の記事には、市長とこの市議とのなれ合い関係を示す記事が載っています。ちょっと読んでみます。

程岡市長は民間出身で、よくも悪くも即決の人。いつも危うさのようなものがあつた。ある市職員が言う。庁内では、逮捕された永野裕夫市議との親密ぶりも有名だった。永野市議は、ほぼ毎日役所に「出勤」していた。市長とは 1 歳違いで、若い頃からの仲。「おーい」と言いながら市長室に入る姿をよく見かけた。一体何を話していたのかという記事ですね。なれ合いぶりが大変よく分かる証言でもあります。

皆さん覚えておいででしょうか。４年前、清水の市議会議員の選挙が行われたんですけれども、この４年前にも、これは泥谷市長の時代ですが、市役所全職員の電話番号、個人情報の入った事務分掌表、職員録ですよ。これが市長部局から、当時議長であった永野氏に渡されて、それが市議会議員選挙に利用され、これも新聞に出ました。公選法違反事件として大きな問題となりました。こういった個人情報の安易なやり取りも、特定の議員とのなれ合い関係の結果であり、市長が代われどあしき関係が続いたまま、この官製談合事件に至ったのではないかと思います。

橋本市長は長い議員経験から、市長と議員とのいろいろな関係、表と裏とまではちょっと言い過ぎかもしれませんが、についてもよく承知されていると思います。二度とあの官製談合のような不名誉な事件が起きないように、市長と議会、議員とのこういったなれ合いのような不正常な関係を正し、排除することが必要だと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。

非常に懐かしさを感じます。もう十数年前だったというふうに覚えています。議会基本条例、当時、議会改革ということで真正面から取り組んだ経過もあります。私は当時特別委員長で、当時の議長さんが武藤議員だったというふうに思います。苦勞して苦勞して議会基本条例を通した。結構時間がかかりましたけれども、何とか通した。発議も私のほうからさせていただいた記憶があります。

この根本というのは、議会と執行部がしっかりと、議会という場を通じて熟議を図りたい、そして議論がしやすい関係をつくりたいという思いからつくったものであります。ありがたいことに、議会基本条例の生みの親というふうにまで言っていて、どうもありがとうございます。そのことが少し私の頭の中によぎりました。

それから、いつでも誰でも、市長室には来ていただければありがたいというふうに思います。門戸は閉ざしておりませんから、どうぞ皆さん、昨日の新谷議員も少し言っていましたけれども、いつでもいらしていただければありがたいと思います。

先ほどの答弁のとおりということになりますけれども、首長と議会は、両者の健全な緊張感こそが政策の質を高める唯一の担保であるというふうに思っておりますので、市長と議会の不正常な関係の排除は、徹底的にやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） １１番、前田 晃君。

（１１番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） よろしく申し上げます。

市長のほうばかり求めることをお話しさせていただいたんですけれども、この市長と議会との関係については、市長側だけでなく、私たち議員の、議会の対応も十分ではなかったというふうに思います。

議会はチェック機関ですから、あくまでも野党的立場で緊張感を持って、市長、執行部に対応すべきだと思うんですけれども、与党と野党に力が分散をして、結果的に市長と特定の議員とのこういった不正常な関係を許すことになったのではないかと思います。議会がチェックできなかった、この責任をしっかりと自覚をして、人ごとにはせずに猛省をした上で、本気で議会改革に取り組まなければならないというふうに私は思います。

私たち、会派市民のこえの議員は、市長選では橋本市長を支援をしたというグループではありますけれども、この議会活動においては、議会基本条例第8条、先ほど読みました8条の1と2によって市長と緊張ある関係を築き、市政のチェック、政策提言にしっかりと取り組むことを、ここで表明させていただきたいというふうに思います。

そうしたら2つ目です。2つ目にお尋ねしたいことは、外部監査の導入についてであります。

橋本市長は、市長選への出馬表明、それから無投票当選が決まったときの高知新聞のインタビューなどにおいて、外部監査の導入を強く訴えておりまして、この外部監査の導入は、橋本市長の選挙公約の中心にあるというふうに思われます。外部監査で何を監査し、何を明らかにするのか。この監査の目的と対象、監査の進め方、包括か個別なのか、監査対象、監査機関などについて、市長にお伺いをしたいと思います。

なお、全員協議会での説明と、多分、答弁が重複する可能性がありますけれども、確認の意味で答弁をしていただきたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えをいたします。

外部監査制度の目的と対象、そしてスケジュール感ということだというふうに思いますが、外部監査制度には包括外部監査と個別外部監査があり、それぞれ目的や性質、監査手続は異なります。そのどちらも行政運営の透明化を確保し、住民の皆様の信頼を高めることが最も重要な目的であります。外部の専門家が独立した立場から検証を行うことで、法令遵守の状況や事務処理の適正化を確認し、その結果を通じて、行政サービスの質の向上につながることも期待できます。

監査の対象は自治体の財務事務及び経営事業であり、財政的援助団体や出資団体などの外部団体についても、監査を行うことが可能となっております。現在、制度導入に向け、包括外

部監査と個別外部監査のいずれがより有効であるか、費用面も含めて総合的に検討を進めているところでございます。

スケジュールの時間軸でいえば、6月会議には条例案を提出し、その後、外部監査人選定交渉を始めるつもりでございます。相手があり、精査した上で、費用負担や中身について包括的に検討して、9月会議に予算の提案まで行ければなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） ありがとうございます。スケジュールでは、6月に条例制定をして9月に補正ということで、内容については今後検討していくということでありますよね。分かりました、ありがとうございます。

これも検討課題になるんでしょうけれども、外部監査では、監査人を選任して外部監査契約を結ぶということになるようではございますけれども、その監査人も弁護士などの資格者を選ぶということになっているようではございますけれども、どういった資格者を選ぶのか。また、外部監査には包括と個別によって、それから監査機関によってもかなり費用が違って来るんじゃないかと思います。そのあたりの費用のことについて、ちょっとお話をいただければと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えをいたします。外部監査人の選定と費用についてのお尋ねだったというふうに思います。

外部監査人の選定に当たっては、最終的に契約を締結する必要があることから、競争入札または随意契約、いずれかの方式というふうになります。高知県と高知市は、高知弁護士会または公認会計士協会高知県支部に推薦依頼し、推薦のあった方と随意契約を締結しています。現時点では、この方法が確実に選定できるものと考えておりますが、確定しているわけではございません。

費用につきましては、契約上限額を設定した上で、その範囲内での実績払いということになります。一般的に、包括外部監査と個別外部監査では執務量が異なり、他団体の事例では、個別外部監査のほうが安価となっております。現段階では、包括外部監査・個別外部監査のいずれとするか検討中であり、本市の財政規模に応じた妥当な金額を基本に、契約上限額を設定したいというふうに考えてございます。

ちなみに、県の包括外部監査では年間1,100万円ぐらい、高知市も大体同等だろうというふうに思います。調べたところによると、ほかの個別・包括、それぞれ財政規模、そして自

治体の規模によって、ボリュームによって違ってくるということだというふうに思います。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） 包括か個別かも含めて、かかる費用も今後の検討ということになるということだと思います。清水の財政規模から見て、高知市のような1,000万円というふうなことにはならないでしょうけれども、そのあたりは今後の検討ということです。よく分かりました。

私は、個人的には、独立性と専門性が期待をされます外部監査で、内部監査とは異なる視点から市政に関わる様々な課題が見えてくるということであれば、多少の経費が必要であっても、第三者的立場、視点から、外部監査を行うべきではないかと思います。

とりわけ、昨日の一般質問で岡本議員も指摘しておりました土佐清水食品の利益相反取引については、市長の調査権とともに、ぜひ、この外部監査をしていただきたいと考えています。

土佐清水食品と取締役との利益相反取引については、令和6年、2年前の9月24日の土佐清水食品取締役会において、過去の全ての取引の事後承認と、現在、それ以降の取引の承認を議決しておりまして、開示請求で私、それをいただきました。それで議会の中でも報告をさせていただいたんですけれども、議決をしておりまして、会社法上では問題のない形となっております。

しかし、市民の皆さんが最も疑問に思っていることは、この土佐清水食品と山下水産との取引及び土佐清水食品と程岡電器との取引で、これらの利益相反取引が土佐清水食品に損害を与えるものになっていないのかどうかということであります。経営権に属する事項は、もう一般質問ではなかなか踏み込めませんので、過去に遡って、ぜひこの点を外部監査で明確にさせていただきたいというふうに思いますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。

昨日の岡本議員とのやり取りの中でも、221条の3項による首長の直轄調査というのが議論になりました。この直轄調査についても、自治法上の制限がやっぱりあります、確認をしたら、調査報告の要求はあくまで出資等の目的を達成するために必要な範囲にとどまるということになってございまして、無制限に調査介入できるわけではないというふうに、逐条で言われています。

それからもう一つは、法人の独立性の尊重ということが、やっぱりございます。それはどういうことかということ、第三セクターは民間法人であるため、行政の直接的な介入は、法人の自

主性・独立性を損なう可能性があるということにも配慮しなければならないというふうに、逐条にもあります。

それと関連性については、調査範囲は補助金、貸付け、損失補償など、財政的援助に関する範囲に限定されるというようなことまであります。これはあくまでも逐条ですので、それも参考にしながら、しっかりと向き合っていかなければならないということになります。

現在、外部監査制度の導入に向けて、先ほども言いましたけれども、包括外部監査と個別監査のいずれを選択するか検討している段階です。包括外部監査につきましては、監査テーマは外部監査人が選定するため、私が監査対象を指定することはできません。他方、個別外部監査であれば、外部団体を監査対象とすることを求めることが可能になります。

外部団体における利益相反取引での損害があるか否かについては、会計や経営、さらには法律上の専門的な高い知見と経験が求められる。それでなければなかなか、私も会社に対して携わったことはありますけれども、難しい状況はあります。

したがいまして、専門的な経験と知見を有する外部監査員によって、外部団体の利益相反取引だけではなくて、より高度な見地からの市政全般を監査していただき、本市監査委員会の補完的な役割を果たしていただければというふうに考えております。

先ほど議員さんもおっしゃったように、このことをすることによって、本市の課題が惹起する可能性があります。その課題に対してどう向き合うか、そういう形の整理にもしっかりとつながっていける、そういうふうに思っています。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） 私は、この利益相反取引の質問をずっと何回か続けましたけれども、やっぱり議会の中では、もうこれ以上難しいかなという点を痛感をいたしました。外部監査で、それもどこまで及ぶかですね、監査が。それもちよっと気にはなりますけれども、やっぱり市が出資している団体、三セクでありますので、極力このあたりは、利益相反取引が会社に損害をもし与えているとすれば、これは大変な問題になりますので、そこは明確にしていきたいというふうに思います。

最後に、土佐清水食品、三セクの外部監査で1つ留意していただきたいこととして、会社と労働組合との協議により合意した労働条件に関わる事項ですね。組合が10年前にできて、大変大きな役割を果たしていますけれども、この労働条件に関わる協定を結んだ事項については、労使自治の尊重から監査の対象にしないようお願いをしておきたいと思いますが、この点についての市長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。

一般論で申し上げますと、労使合意した労働条件であっても、労働基準法などの法律の基準を下回る内容は、やっぱり無効となります。労働基準監督署の監督監査指導対象というふうになるというふうに思われます。

合意は不利益変更を可能にする手続ですけれども、実際、法令違反の免罪符ということにはなりません。ただし、合理的な理由がある労使合意に基づく変更であれば、監査で不利益性が認められても、直ちに違法と判断されない場合があるというふうに聞いております。

すなわち、結論から言いますと、市支出法人に対して適正な労働管理を指導・監督の文脈で求めることは、２２１条３項に基づいて可能ですが、労使協定の具体的な内容を変更させることは、法人の自主的な労使自治を損なうため、避けるというふうに思っています。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） １１番、前田 晃君。

（１１番 前田 晃君発言席）

○１１番（前田 晃君） ありがとうございます。よく分かりました。

労働基準法以下の労働条件を労使協定で結ぶというのは違法ですから、これは絶対駄目ですよ。これは指導を受けることになります。それから、刑事責任も問われます。ところが、労使の交渉の中で労基法以上の労働条件で協定を結んでやることについては、何ら問題ないんですよ。

だからそういう点で、監査がいろんな全体、聖域なき監査で及ぶとしても、この点については今、市長答弁ありましたけれど、一定配慮していただけるということです。それでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。３つ目ですけれども、これは昨日、新谷議員と弘田議員も触れておりました、地方どころではない、日本全国の課題であります人口減少対策についてお尋ねをいたします。

１月会議の所信表明でも、またこの３月会議の提案理由の説明でも、市長は人口減少問題を本市の最重要課題と位置づけて取り組むことを強調し、この当初予算においても、その対策の１つとして、地域みらい留学に関わる教育環境魅力化推進事業などの予算を計上しております。本市では人口減少が進行しているわけですけれども、市長は本市の人口減少問題をどのように認識し、その改善のためにはどのような対策が必要とお考えなのか。人口減少対策の、個別ではなくて全体的な構想の、ちょっとお話をお伺ひしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。人口減少問題の認識と対策の構想ということだったと思います。

自然減・社会減が同時に進行し、出生率も置換水準には遠く及びません。このまま若者層の流出が続けば、産業・医療・教育・地域コミュニティの維持さえ困難になると言わざるを得ないような、危機的な状況にあると認識しています。

また、現段階において直ちに人口減少が止まり、増加するということはほぼ不可能であり、当面の間は、人口減少が続くことを前提とした上での施策の展開が必要であると認識しております。

人口減少対策の推進に当たっては、人口の概念を定住人口のみで捉えるのではなくて、関係人口や交流人口を組み合わせた重層的な取組が必要であると考えています。若年層の市外流出に歯止めをかけ、U・Iターンの移住を促進します。さらに、地域みらい留学につながる保育園留学や小・中学校の短期留学、観光振興を強力に推進し、これら3つの人口が融合する仕組みの構築を目指したいというふうに考えてございます。定住人口というだけに捉えるのではなくて、この3人口、定住・関係・交流人口、これをミックスした地域をつくっていききたいというふうに考えてございます。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） 定住・関係・交流人口を組み合わせた重層的な取組ということを強調されたと思います。

ちょっと具体的ところで、若者の流出を抑えたり移住を促進するということで市に呼び込むとしても、この土佐清水市で生活が成り立つ、仕事がなければならないということになるかと思います。仕事をし、そして結婚もし、そして子育てができるというような、そういう生活ができる仕事がなければならないということかなというふうに思うんですけども、1月会議の市長の所信表明で挙げられた第一次産業、それから観光業、福祉・医療の仕事の中で、全部を聞いていたらもう時間がありませんので、農業と水産業でどのような対応策を取られるのか、ここはちょっと具体的なお話をしていただければと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。一次産業、特に水産業と農業の具体的な施策ということだというふうに思います。

水産業分野については、新規漁業就業者の確保・育成を図るため、技術取得に向けた研修や自立支援事業を実施するなど、高知県漁業就業支援センターと連携した取組を進めております。

農業分野の取組は、新規就農者の経営開始や経営の安定化を支援するため、ハード整備や資金などの各種支援策の展開を図ります。

また、新規就農者の確保を目的とした新・農業人フェア、高知県への移住を考えておられる方を対象にした高知暮らしフェアへ参加することで農業へ興味を持っていただけるよう、高知県幡多農業振興センターと連携をした取組を進めてまいります。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） ありがとうございます。具体的な取組がこれから行われていくということになるかと思いますので、その点、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に市長の答弁にもありましたけれども、我が国の人口減少というのは、今後も続くというふうに考えられています。それで自治体では、人口減少を前提にして対策に取り組んでいるということでもありますけれども、県は若年人口の減少に歯止めをかける抑制策と、それから最近よく言われますスマートシュリンク、賢く縮む視点での適応策を構想しています。

8年度の当初予算でも、中小企業支援とか労働者の賃上げ支援を、これまで以上に県は予算化し、去年ちょっと話題にもなりました消防広域化なども、継続検討ということになっているようです。

ただ、大都市と地方との格差、例えば最低賃金が、東京が今年度は1,226円、高知は1,023円です。差が203円あります。この大都市と地方の格差が是正されないままでは、どれだけ地方自治体が人口減少対策を強化したとしても抜本的な解決にはならないように、私には思われます。

日本のどこで働いても全国一律の最低賃金が保障されているとか、例えば農業であれば不作のときにも農産物の価格を保障する、所得を保障する、そういった全国一律の仕組みがあれば、若者は安心をして地方で暮らす選択ができるのではないかと思います。そういった仕組みを地方が独自で構えるということはまず不可能ですから、やはり国の責任で仕組みを整える、都市と地方の格差を是正し、どこで仕事をしてでも生活を保障する全国一律の最低賃金所得保障などの仕組みを設計をするということが、この実効性のある人口減少対策になるのではないかと思います。

もう誰もがそこはお気づきだと思いますけれども、この人口減少問題の改善・解決における国の果たす役割について市長はどのようにお考えか、御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

(市長 橋本敏男君自席)

○市長(橋本敏男君) お答えをいたします。

おっしゃるとおりだというふうに私も思っています、聞いていて、経済や人口など、社会全体が中央集権、東京一極集中が進んでいると言わざるを得ない、今、状況にあります。

国は一極集中を是正するため、地方創生や田園都市構想、さらには省庁の機関分散など様々な政策を打ち出していますが、効果は限定的にとどまっています。特に、国は政府関係機関の地方移転を推進し、文化庁の京都移転や消費者庁の徳島移転など目玉案件は実施されましたが、全体としての波及には至ってございません。ただ、長期にわたって一極集中を構築してきた構造を転換することは容易ではないと思っています。だからといって諦めることなく、辛抱強く地方創生政策を推し進めていく責任が国にはあるというふうに、私は思っています。

今日、少し市民の皆さんと話をしていたら、ガソリンがどんどん、どんどん、この中東情勢が悪化していますので、上がります。上がったら、特に消費地に遠い土佐清水市は、輸送コストがどんどん、どんどん上がる。要は油も上がる、人件費も上がる、そういうふうな状況のハンデというのは、どうしても負うことになります。ストック効果、できるだけ道を整備していただいてストック効果をきっちり保てるような、そんな責任を国には果たしていただきたいなというふうに、私も思ったところでございます。

私は、人口減少問題解決の一つには、国民の暮らしに対する意識改革と社会構造の変革が必要であろうというふうにも思っています。昨日の新谷議員の質問の、豊かな暮らしに対する答弁でも申し上げましたけれども、GDP、物質的な豊かさから、精神的な社会的な暮らしの豊かさ、ウェルビーイングへと評価軸が移行しているのは事実でありまして、時代の流れ、潮流からも、国に望むことは、一極集中を是正し地方分散型社会の創出をしっかりと目指す、その責任が国にはあるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○副議長(吉村政朗君) 11番、前田 晃君。

(11番 前田 晃君発言席)

○11番(前田 晃君) ありがとうございます。

人口減対策につながる本市の子育て支援ですね、学校給食の無償化とか、それからゼロから2歳児の保育料の無償化、18歳までの医療費無償化など、そして今回のその地域みらい留学などですけれども、こういった施策は、私は県下でも先進の取組だと思っています。

ただ、それを生かすためにも、やっぱりこの全国一律最低賃金とか、若者世代の生活を保障する全国一律の国の施策が必要だというふうに思っています。市や市長会などから、ぜひ、昨日ちょっとそういうお話がありましたが、国への要望事項として強く挙げていただくことを

お願いしまして、時間が迫っておりますので、次の質問に移ります。

最後は、ふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。程岡前市長は、選挙公約の１つにふるさと納税６億円を掲げ、当選後にはポータルサイトの運営を専門のコンサルに委託するなど、寄附額の増加に力を入れて、２億円程度だった本市のふるさと納税の寄附額を、この２年間で倍増の４．５億円ですか、これが見込まれるところまで引き上げております。

ふるさと納税の寄附額が増えることは、本市にとっては自由に使える財源が増えるということになりますし、また、返礼品に地場産品を使うことで地域経済の活性化にもつながることになり、多くのメリットをもたらすということになります。

しかしながら、このふるさと納税の制度はそもそも自治体間で税金を奪い合う仕組みですので、自治体間競争による問題や弊害が後を絶ちません。ほかの地域の産物を地元産として返礼品に使うなど、返礼品での不正、ルール違反が相変わらず問題となっておりまして、県内でも、もう１０年ぐらい前ですけれども、ふるさと納税を３９億円集めた奈半利町で、担当の汚職事件が発生をいたしました。この功罪あるふるさと納税制度について、市長の認識をお伺いしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えをいたします。ふるさと納税制度の認識についてのお尋ねだったというふうに思います。

ふるさと納税制度につきましては、昨日も申し上げましたけれども、地方と都市の税収の格差を是正し、生まれ育った地域や応援したい自治体へ寄附を通じ貢献する制度として、２００８年、平成２０年に創設されました。しかしながら現状は、前田議員がおっしゃったように本来の趣旨から大きく外れて、過度な返礼品競争や通販化が常態化している状況であるというふうに認識をしていますが、しかしながら、産業振興を促す一つの地方からのツールとしては、大きな役割も同時に果たしていただいているというふうに認識しています。

○副議長（吉村政朗君） １１番、前田 晃君。

（１１番 前田 晃君発言席）

○１１番（前田 晃君） ありがとうございます。模範的な答弁やないかと思います。

地方政治は、そこで暮らす地域住民が住民税を負担をしてその地方政治を支えるという、住民自治が大原則になっています。このふるさと納税の一番の問題は、他市町村に寄附することで本来地元にも納めるべき税金が免除され、財政面から住民自治の土台を壊してしまうということにあります。地方政治を預かる首長、市長は、よその自治体の財布には手を出さないという、そういうプライドを持って、この制度に対応すべきではないかなというふうに思います。

本市に必要な財源は、住民自治を進める同じ立場の自治体から奪うというか頂くのではなくて、国がしっかりと交付税措置をするのが本来の在り方ですので、要請をしていくということが大事ではないかなと思います。

ただし、ふるさと納税が制度としてある以上は、先ほど市長の答弁でありましたけれども、受入れ側の自治体としても対応しないわけにはいきませんので、その対応、取組については、本市の返礼品の調達能力もやっぱりありますので、それも考慮しつつ、節度を持って取り組むことが大事ではないかなと考えますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。ふるさと納税制度についての節度という御質問だったというふうに思います。

この制度においては、寄附先を住民が自由に選択できることになりますので、この点については私も、議員さんと同じ疑問を少し感じているところでございます。住民が自らの意思で自由に納税先を選択できるというのは税の原理・原則論に反するとともに、住民税というものは、居住自治体のサービスに対して税負担をすべきであるというふうにも思っております。納税者の判断で非居住地の自治体を選択して納税するというのは、納税者間で不公平感をもたらすことにもつながるというふうにも思います。

しかしながら、先ほどと少し同じような答弁になりますけれども、返礼品の提供によって市内の事業者の所得の向上、また本市の産業振興に寄与する点においては、本制度を全面的に否定するものでは、私はございません。

本年１０月には、制度改正により返礼品の地場産品基準や募集費用の割合がさらに厳格化されることとなりますが、決められたルールを遵守しながら産業振興につながるよう、この制度はあるものですから、取り組んで使わせていただくということでの御答弁に代えたいと思います。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） １１番、前田 晃君。

（１１番 前田 晃君発言席）

○１１番（前田 晃君） ありがとうございます。ぜひ、制度としてある以上は、やっぱり地域振興の一つの方法、ツールとして活用したいということでもありますので、そういった取組をしていただくと同時に、やはり前のめりにならないように、ぜひ節度を持って取り組んでいただきたいと思います。

本市の現状からいえば、このふるさと納税に象徴されるような、自治体間競争に勝ち抜いて

清水だけが生き残るという発想ではなくて、定住自立圏構想、ありますよね、清水も幡多地域の。この構想のように、少子高齢化という同じ課題を持つ近隣の市町村と連携・協力して、福祉・医療・介護・保育と教育など、人を支えるケア労働を重視した取組を、ぜひ進めていくべきではないかなというふうに思います。

橋本市長には、そういったケア、援助を必要とする市民の声をもち前の現場主義で、既に始まっているようにすけれども、広くしっかりと酌み上げて、ぜひ市政運営に生かしていただきたいというふうをお願いをして、次の質問に移ります。

そうしたら2つ目は、生活保護に関わっての質問になりますが、ちょっと時間がないので、所長、申し訳ないですが、前半のいのちのとりで裁判に関わる部分についてはこれから差額補償が行われるということですのでそれをお聞きしたかったんですけれども、ここはもう飛ばしていただいて、ちょっと申し訳ないですが、ケースワーカーの配置についてからお尋ねしたいと思います。

福祉事務所に配置をされていますケースワーカーに関わってお尋ねをいたします。福祉事務所に配置されているこのケースワーカーは、一体どんな仕事をしているのか。その職務内容、配置基準及び現在の配置数、そして直近の本市の生活保護の利用世帯数、これについてお尋ねしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 永野美歌君自席）

○福祉事務所長（永野美歌君） お答えいたします。

ケースワーカーの職務としましては、生活保護の相談から申請、受給後の支援まで、生活保護制度の全ての段階に関わり必要な保護を行うことで対象世帯の生活を保障するとともに、自立を助長することを職務としております。

本市の令和8年2月時点の生活保護受給世帯数としましては、182世帯となっております。ケースワーカーの配置標準数と配置数につきましては、被保護世帯の数が240以下であるときの配置標準数は3人ですが、被保護世帯数を80で除していた数の端数に、小数点以下第1位を四捨五入した数と比較して、少ないほうの数を標準数とすることとされておりますので、本市の場合は標準数は2人となり、現在の配置数も2人となっております。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） 配置基準というのは変わったんですか。都市部と郡部で、ケースワ

ーカー1人が受け持つ利用世帯数ですね。これは80世帯と65世帯というような形であったと思うんですけど、今所長が言われたのは、それとは別ですか。変わったんですかね。

○副議長（吉村政朗君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 永野美歌君自席）

○福祉事務所長（永野美歌君） お答えいたします。

現在、この標準のケースワーカーの配置標準数という形での配置数については、今お答えした2名ということが、標準数としてはそうっております。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） 分かりました。清水のケースワーカーの配置数は2名、定数も2名ということですね。2名配置ということで、基本的には問題ないということになるのかなというふうに思います。

福祉事務所に配置されているケースワーカーは、一言で言いますと、生活保護利用者を支援する専門職というふうに言われています。仕事の内容は、先ほど所長のほうからお話ありましたけれども、相談・申請・保護を一括して対応するということですが、その利用者の課題を把握して支援策を検討し、援助計画を立て、自立を促す役割を担うというふうにされています。最終的には生活保護を卒業して自立していくことを目指す、そういう役割を持ったケースワーカーだということであります。

本市も含めて全国的に、生活保護の現場では生活保護世帯の高齢化とそれから単身化が進んで、介護や医療に関わる業務・相談が増えておりまして、現場で生じる課題もいろいろな問題が重なって複雑化して、それに対応するケースワーカーは過重負担となって、それが問題になっているということを聞いています。これはもう、全国的な課題だというふうなことでありました。

ところで本市では、令和5年まではケースワーカーの配置は2名で約170世帯を担当し、1人当たりの担当数は85世帯ですけれども、これが先ほどの所長のあれとちょっと違うんですが、私の調べた中では標準担当数、市部は80世帯となっていますけれども、これを超えていることが常態化しておりまして、そんな中で令和6年度には、この過重負担を解消するためだと思いますけれども、ケースワーカーを1名増員して、3名配置ということになりました。

私はこの人事配置を高く評価しておりましたが、この令和7年の年度途中、5月の突然の人事異動で、ほかの課の中堅の職員が突然退職しましたので、突き突きでこのケースワーカーが1人引上げになり、減員となりました。そしてこの3月に至るまで補充もなく、結局、今年度

は2人のケースワーカーが、先ほど答弁ありましたけれども、182世帯を受け持っております。1人が91世帯を担当して、奮闘してきたということになります。

私が押さえています標準担当数というのは、市部、土佐清水市であれば1ケースワーカーは80世帯以下、それが標準だということになっていきますので、91世帯を担当して、この間やってきたということになるわけです。

福祉事務所長にお尋ねします。この1名減となったことによるケースワーカーの業務上の負担と、それからもう一つ、利用者への影響について、所長はどのように認識されておられるのか伺いしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 永野美歌君自席）

○福祉事務所長（永野美歌君） お答えいたします。

福祉事務所のケースワーカーが令和7年5月1日から1名減になったことに伴い、これまでケースワーカー1人当たり、平均して60世帯弱の方を担当していたものが、平均して約90世帯を受け持つこととなりました。これに伴い、定期訪問やケース記録の作成など、日常業務の負担が増加している状態です。

ケースワーカー1名による利用者への影響としましては、定期訪問については必ず行う必要があることから、減員になったことでの影響はありませんが、突発的な訪問が必要となった場合などに、全てのケースではありませんが、即時の対応が困難なケースが出てきております。ただし、そういった場合でも、保護係のほかの職員でカバーできる部分是对応するようにしており、利用者への影響ができるだけないように、係内で対応している状況です。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） やっぱり影響がないということはないと思うんですね。だから、足りない部分についてはほかの職員が対応しているということで、利用者の皆さんにとっては迷惑がかかるようなことがあっては駄目ですので、やっぱりそういうふうな対応はされていると思うんですが、やっぱりそれは一つ、過重負担になっているんじゃないかなと思います。

先ほど60世帯から、3人配置のときは60世帯、2人配置のときは何世帯と伺いましたか。約90ですね。分かりました。私、ちょっと近頃聞き間違いが多いので、申し訳ありません。60世帯から90世帯に増えているということなので、これもやっぱり大変だと思います。

私は、福祉事務所の窓口には生活保護の相談などでよく伺わせてもらいますけれども、これまで関わった本市のケースワーカーの皆さん、若いのに本当によく頑張っておられます。窓口

では相談者に制度を分かりやすく説明をして、質問にも的確に答えています。外回りでもきつと利用者の声をよく聞いて、生活相談にも応じているのではないかと思います。

その対応力やサービス精神には、本当にいつも感心させられるんですけども、市長にお尋ねをします。この本市のケースワーカーのような若い職員の皆さんは、言うまでもなく、これから本市の公務を支えていく貴重な存在であります。さらに公務員としての力量を高め、成長してもらうためにも、適切な労働環境の下で仕事ができるようにすべきではないかと思います。

様々な理由があるとしても、ケースワーカーの配置基準を超えて若者に過重な負担を強いることは、避けるべきではないかと思います。過重負担の軽減と利用者支援を拡充するために、本市福祉事務所のケースワーカーを3名に戻すことについての、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。

ケースワーカーを3名に戻すことの所見ということですが、ケースワーカーの配置につきましては、制度上で、先ほど福祉事務所長もお話をしたように、2人で適応としていますけれども、ただ、保護世帯数についても徐々に増加をしてございます。

それから、おっしゃるように職員の業務負担を考慮しますと、私も3人体制が望ましいというふうには考えてございます。しかしながら、市役所全体を考えれば、退職者に対する新規採用職員の補充が、希望人数に達していない状況にあります。できるだけ早い時期に、今後の採用状況も踏まえて、3人体制に戻せるように検討してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（吉村政朗君） 11番、前田 晃君。

（11番 前田 晃君発言席）

○11番（前田 晃君） ありがとうございます。よろしくお願いします。時間が来ましたので、ここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（吉村政朗君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時11分 再 開

○副議長（吉村政朗君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） 山崎誠一でございます。よろしくお願いします。

それでは早速、通告に従いまして質問を始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、水の確保についてということで、生活用水、それから農業の水、水道事業の今後についてということで質問を始めていきたいと思います。

まず最初に、水道課長にお聞きをしたいと思います。水の確保につきまして、とにかく、去年あたりから大分渇水状況が続きました。ちょっと調べてみました。令和7年、昨年ですが、11月は16ミリ、それから12月は15.5ミリ、本年の1月はゼロでした。それから2月が16.6ミリということで、とにかく昨年から渇水状況、雨が降らなかったということでございます。

水不足でありましたので、今年になって2月の24日から25日の未明にかけまして雨が降りまして、少しだけ緩和されたということでございます。現在は十分雨が降ったということで、水不足にはなっていないというふうに認識をしております。

水は、炊事、それから洗濯、入浴、それからトイレ、自宅の自分が身の回りに使う水、大変これは重要なわけですが、社会生活におきまして、事務所、工場、ありとあらゆるところで、水は本当に必要でございます。飲料水の確保、それから農業用水の確保、生活用水の確保、命に関わってくるのが水ということでございます。そして、特に災害時には飲料水と区別されまして、手洗いやトイレの水、これは1人当たり1日約10リットルから20リットル必要だというふうに聞いたことがございます。

水が必要であるわけですが、行政は、それについては備蓄を奨励しているということでございます。現在、自宅に十分な水を確保している人もいるかもしれませんが、本当に家族とかが生活する上で、食料を用意しておくということと併せて、水は本当に大事なことでございます。よく部落の自主防災会なんかでも、水を備蓄しようということで、必ず水は十分確保しております。そういうことで、古くなれば新しく水を入れ替えると、そういうことでやっております。

そういうことで、水を確保するということは、雨が降らなければこれがまた確保できないということで、雨を降らせるには3つぐらい方法があるというふうに、ちょっと勉強をさせていただきました。1つ目が人工降雨、それからその他の環境の要因、それから雨乞いだそうです。

まず、その1つ目の人工降雨について、私もちょっと勉強してみたんですが、既存の雲に雨粒の元になるような物質を散布して、それから雨の発生を促進させる方法、これが人工降雨だそうでございます。そのほかに、その元になる物質がヨウ化銀、これは氷の結晶核をつくる、雨の元になるものをつくるということだそうでございます。

普通に聞きますドライアイス、それから塩化ナトリウムなど、方法は飛行機で散布するとか、それからロケットを打ち上げる。中国のほうでは大砲か何かでバーンと打ち上げたようなことも、ちょっと写真なんかで見たことがあります。とにかく雲がなければ雨は降らないと、それ

に対して手を加えているということでございます。

それから2つ目が、これは今はやりのドローンを使って雲にレーザーを照射して、それに電気を運びさせて、それでもって水の結晶というんですか、そういうものをつくって雨を降らせる、こういう研究も、いわゆる、今はやっているというか騒がれているアラブ首長国連邦というんですか、砂漠の国などでは研究されているということだそうでございます。

それから3つ目が、最後はこの神頼みというやつがあるんですが、私もよく、魚の漁がなければ漁招きに行かないかんねというふうな話を、ちまたでします。漁招きをするためには、足摺岬の金剛福寺へ行くとかが出てきますけど、定置網の人なんか金剛福寺へ行くわけですけど、窪津の方も行っております、以布利も行っています。それから清水の人も足摺岬の竜宮神社に、女性は大事なところを太平洋に向かって見せて、それで漁招きをするというふうなこともやるというふうに聞いております。

そういうことで、市長にちょっとお聞きしたいんですが、雨が降らない、水がない、できるのは神頼みということで、雨を降らせる方法、アクションを起こしておれば、ちょっとお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） 山崎誠一議員にお答えをいたします。水不足のアクションというお尋ねだったというふうに思います。

昨年の11月からまとまった雨が降っておらずに、私が就任をした1月には、雨が全く降りませんでした。市民の皆さんには節水をお願いをしている状況でございました。毎日天気予報を気にしていましたが、一向にまとまった雨が降ってくれる様子もなく、途方に暮れていたのが実態です。

そんなときに、市街地の水源地でもある加久見の地区の役員の皆様方からお誘いがありまして、これはもう神頼みしかないと決断し、去る2月18日に、お藤がとどろで降雨祈願を行いました。これは、市長が雨乞いをするというのは15年ぶりだというふうにも聞いております。祈願がかないまして、1週間後の2月25日の明け方に恵みの雨がありました。市内の川に水が流れ、水不足は解消となりまして、一安心をしたところでございます。

ただ、お藤がとどろに向かう道は物すごく狭隘で、ロープを伝わって一步一步、安全を確認して下りたことを覚えています。また、上がるには非常に体力を使いまして、次の日にはもう足が痛くてなかなか立つこともできないような状態でしたが、多分そういう苦行を何とか乗り切ったので、しっかりと雨を降らせていただいたんだらうというふうに喜んでございます。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） ありがとうございます。

本当に神頼みというのは、これは大切なことでございます。そのおかげで清水は渇水が解消されて水があるよということで、これ本当に皆さん、市長が行ってくれたということ、先ほども言いましたように15年ぶりですか、私も聞きましてびっくりしましたし、これはもう本当に大事なことはないかということで、よろしく願いしたいと思います。お疲れさまでございました。

行く、それから帰る、それから前日の道を確保する、そういう意味で、水道課長も大変やったというふうなこともお聞きしました。神頼みは大切な行事でございます。よろしく願います。

そして先日、漁業者の女性の方からちょっと話を聞くことがありまして、私らちょっと先日、漁招きへ行ってきたでという話も聞きました。ということで、市長に漁招きに行ってももうたらいいいんじゃないかなというような話もちょっと出まして、市長にも臼碁辺り、それから竜宮神社辺り、金剛福寺でも構いませんが、行っていただいたら。本当に神がかった市長でございますので、市長がお願いしていただければ、今のところは清水はちょっと漁はあるみたいなんです、先日聞きますと。

これ以上に大漁になるんじゃないかということで、本当に清水は七浦、窪津もありますし、下ノ加江もありますし、下川口もあります。そういうことで漁業のまちがいっぱいありますので、ぜひ漁を願っていただけないかと思っておりますので、余分なことかと思いましたが、水とは関係ないですけど、漁業振興のほうもよろしく願いしたいと思っております。

ちょっと長くなりました。そういうことで、次に水道課長にちょっとお聞きしたいと思えます。生活用水の確保。渇水時はどのような対策状況なのか、現在はどのような状況なのか、水道課長にお伺いをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

まず、渇水の基準は本市では明確に決めたものではなく、日頃から水道施設の監視をしていますので、経験的に得た取水井戸の水位を目安に、一定の水位を下回ると、市民の皆さんに節水の協力をお願いします。今回も1月7日に取水井戸の水位が一定の水位を下回ったため、市民の皆さんに節水の協力をお願いしました。

今回は２月２５日にまとまった雨が降り、危機的な状況は回避されましたが、もし雨が降らない状況が続けば、まず、半島地区の表流水を水源とする地区で取水ができなくなり、給水車で給水が必要となってくると予想されます。その他の地区は水压を調整し、給水制限を行う可能性があります。現在は、先日のまとまった雨が降ったおかげで川にも水が流れ、水源地の水量は問題ない状態に回復していますので、一安心しているところです。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございます。

最近雨が降って、本当に水があるよということで、清水には二級河川が１９ぐらいあるそうですが、その川に全て水がたっぷり流れているということで、安心をしております。

水にまつわる話、水ですが、これ農業のほうも、やはり水道水なんかと違って、本当にこれもなければ農業ができないということで、昔から水にまつわる話がいっぱいありまして、水は、昔では村同士のいさかいとか、それから百姓一揆といった様々な問題、それから治水対策、昔話、そういうのもいろいろありました。

昔はいろいろありましたが、現在はどうかということで、農業用水の確保についてはどうなっているのか、昨年末から渇水して農作物に被害は発生していないのかなどについて、農林水産課長にお聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 農林水産課長。

（農林水産課長 中尾吉宏君自席）

○農林水産課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

農業は地域経済と暮らしを支える基幹産業であり、その持続的発展のためには、安定的な農業用水の確保が不可欠であります。

通常時におきましては、河川水、ため池などの水源を適切に活用しながら、取水施設や水路の維持管理を行い、安定供給体制を確保しております。施設の修繕や維持管理の際は、多面的機能支払交付金などの補助金を活用し、農業者や地域住民が共同で水路などの補修や維持管理を行い、長寿命化活動を行っております。

一方、渇水時におきましては、生活用水との調整を図りながら、農業被害を最小限に抑えるための取水制限を行っております。さらに、緊急時にはポンプ設置など機動的な対応を行い、営農継続に支障が生じないように努めております。このポンプの借上げ費用などの渇水対策に係る費用については、市の小規模基盤整備事業費補助金の対象となります。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

書いたものをちょっと読みます。

通常時の農業者・地域住民が共同で水路などの補修や維持管理を行い、長寿命化活動を行っていること。そして渇水時の取水制限、市の単独事業の助成を利用しての渇水対応と、これからも行政として水による被害が発生しないよう、これは農業に関することなんですが、よろしく願いして、次の質問に行きたいと思います。

次に、水道課長にお聞きします。

年度ごとの当初予算ですが、令和 5 年度が 1 億 2, 4 9 0 万円、それから令和 6 年度が 2 億 3 8 4 万円、令和 7 年度が 1 億 9, 1 0 0 万円、令和 8 年度が 2 億 8, 6 6 0 万円と、今年増えてきているということで、令和 7 年度に比べて 1. 5 倍、それから令和 5 年度の 2 倍と、工事請負金額が増えています。これは令和 8 年度の金額と比べたわけですが、そういうことで、水道事業を維持していく上で令和 8 年度はどのような内容なのか、水道課長にお聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。令和 7 年度と令和 8 年度の主な事業につきまして説明させていただきます。

まず、令和 7 年度ですが、窪津排水管布設工事、松尾取水・浄水施設整備工事、三崎排水管布設工事、加久見水管橋周辺排水管布設工事、車両一体型給水タンク、いわゆる給水車の 1 台購入です。令和 8 年度につきましては、三崎排水管布設工事、加久見水管橋仮設工事、松尾急速ろ過器更新工事、足摺浄水施設計器更新工事、爪白排水管布設工事となります。

基本的に水道事業は、耐震化計画に基づき老朽化が進んでいる施設の更新工事を行っており、令和 8 年度は加久見水管橋及び松尾浄水場の工事が令和 7 年度からの継続工事で、2 件とも 8 年度で完了見込みとなり、事業費が比較的多くなっております。

今後も南海トラフ地震対策等で耐震化は急がれますが、財政状況は厳しく、限られた予算の中で効率的に整備を進めていきます。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） ありがとうございました。

最後のくだりのところにありましたように、財政状況は厳しいと。水道事業は独立採算制ですので、なかなか大変だというふうに認識をしております。限られた予算の中で、有効な整備を進めていただいているというふうに認識をしております。過去のいわゆる工事内容、それからいわゆる工事場所なんかのことも少し勉強させていただきましたけど、いろいろと最大限の効果を少ない予算の中でしてくれているなというふうに認識をしておりました。よろしくお願いしますということでございます。

それで、次に市長にお聞きします。

水道事業の今後の運営につきまして、将来に向けて人口減少に起因する水の使用量の減少などで、料金の値上げや、それから設備の老朽化対策など、維持管理費の経費増大などを含めた事業運営について、市長に、水道事業について、今後の運営方針の見解をお聞きをしたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えをいたします。今後の水道事業方針についてのお尋ねでございます。

市の水道事業は、水道利用者の皆さんに安心・安全な水を安定して供給することが基本であるというふうに考えています。

本市は水道施設の老朽化が進み、耐用年数を超えている場所も多くあるため、施設や管路の更新を、更新計画に基づき着実に進めてまいります。また、南海トラフ地震を想定し、管路の強靱化や施設の耐震化などにも取り組んでまいります。

また、人口減少等による使用料収入が減少する中、維持費や修繕費等の事業運営コストは増加傾向で、将来にわたり健全な事業運営を継続するため、令和6年4月に水道料金の改定を行いました。しかしながら、持続的に人口減少は続いておりまして、水道事業経営戦略に基づく投資、財政計画の試算では、令和10年度には、水道料金の適正化の検討をいやでも応でも考えなければならない状況でございます。

今後の施設整備等は、将来の需要予測に即した規模に、ダウンサイジングも含め効率的・効果的な事業展開を図り、経費削減に取り組んでまいりたい。できるだけ市民の皆さんの御負担を少なくするよう、最大限の努力を払いたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。もう、ぜひ市長には一生懸命頑張っていただ

いて、令和6年の改定から10年には見直しをせないかんということは、これはもう私も重々分かっております。

そういった中で、先ほど答弁の中にありました、これダウンサイジングですかね。ちょっと難しい言葉だったので、私もちょっと調べてみました。これはコストの削減、それから効率化、あるいは需要減少への対応というんですか。ここでは給水量の減少ということでしょうか。それに伴う料金改定が大きなことになるのかなというふうに思っています。

そして組織、事業規模、それから施設などを縮小・適正化する取組、こういうことだというふうに思いました。それから事業運営を行うというふうに、そういう取組をしていく上でのダウンサイジングですかね。そういうふうに解釈しましたので、しっかりと市長には取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。次は、子育て世帯等の支援についてお聞きをしていきたいと思います。これは市長とこども未来課長と、それから福祉事務所長の3名の方に、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

まず最初に、こども未来課長にお聞きをいたします。

第八次土佐清水市総合振興計画、6つの基本目標を推進する施策の概要には、豊かな心と体を育むまちづくりを基本目標とした様々な施策、事業を予算化しています。その中に、中学校給食費の無償化があります。

事業の目的は、子育て世帯の負担軽減とされています。これが肝なんですけど、子育て世代の負担軽減、そういうことで令和8年度当初予算にも計上しているんですけど、学校給食費の無償化について、必要とする背景から実施概要などについて、こども未来課長にお聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 田村五鈴君自席）

○こども未来課長（田村五鈴君） お答えいたします。

学校給食法において、学校給食に要する費用のうち賄い材料費については、児童または生徒の保護者が負担することとされております。本市では子育て支援策として、学校給食に係る保護者の経済的負担軽減を図るため、令和6年度から、児童・生徒の学校給食費を無償化しております。

令和8年度においては食材購入費として、賄い材料費4,212万3,000円のうち、児童・生徒の賄い材料費として、3,436万1,000円を予算計上しているところです。当初予算編成時点では、その対象人数を、小学校280名・中学校175名、1食当たりの単価

を、小学校３８０円・中学校４２０円で積算しております。

その財源としては、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から国が創設する給食費負担軽減交付金を１，５６７万２，０００円、高知県人口減少対策総合交付金を１，１３４万円、ふるさと納税による基金７３４万９，０００円を充てることとしております。

また、給食の調理等につきましては株式会社メフォスに委託しており、今年度末で委託契約期間が満了することから、民間事業者の知識と技術等を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定いたしました。令和８年度から３年間、引き続き株式会社メフォスに委託する予定です。

給食の評判につきましては、令和７年１２月に児童・生徒を対象に学校給食に関するアンケート調査を実施したところ、９割以上が、いつもおいしい・おいしいことが多いと回答しており、児童・生徒の大多数が味つけに満足していることを確認しております。引き続き、安全・安心でおいしい給食が提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございます。

６年度あたりからもう実施されているということで、ちょっと以前私も、要らんことかと思いますが、３８０円とか４２０円。これは、物価高騰がずっと続いていますので、以前の質問では、ひょっと途中で足らんることがあったら補正も組まないかんがやないかということ、ちょっと質問させてもうたこともあります。

既に６年度から実施されて、８年度は小学生が２８０名、それから中学生が１７５名を見込んでいるということで、一番大事なところの給食費の無償化を実施すること、それから何より９割以上の生徒がおおむねおいしいと感じているアンケート結果があるということで、これもまた、すごいなというふうに思いました。

そういうことで、ぜひ、要らんことかと思いますが、もしお金が足らんなったら、かわいい生徒のために、また、ひょっと３８０円が４００円になる、それから４２０円が５００円になれば、これまた補正を組んで、一生懸命市長には取り組んでいただけんろかというふうに思います。これは答弁をもらうわけでも何でもないので、ちょっと言いたいことを言うだけなので、よろしくお願ひしたいと思います。

次も、子育て世帯の支援について、ちょっと聞いていきたいと思います。

国の施策として、高校の授業料の無償化が令和８年度から実施されると聞いております。本市では、令和８年度当初予算に、人にやさしいまちづくりを目標にした予算を計上しています。

その中に、これも先ほど申しました、子育て世帯の経済的負担を軽減し、出産・子育てを支援するため、保育料などを完全無償化する予算も盛り込まれています。

そこで、令和８年度当初予算に計上している保育園及び幼稚園の保育料等の無償化について、その概要などについて、こども未来課長にお聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） こども未来課長。

（こども未来課長 田村五鈴君自席）

○こども未来課長（田村五鈴君） お答えいたします。

保育料の無償化につきましては、令和元年１０月より、国における幼児教育・保育の無償化が開始され、保育所、認定こども園、幼稚園等に通園する３から５歳児全ての子どもと、ゼロから２歳児の市町村民税非課税世帯を対象に、無償化を実施しております。

本市においては、これら国の施策や県の補助事業である第２子・第３子の多子軽減の補助対象とならないゼロから２歳児の課税世帯に対しても、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和５年度から市の独自施策として無償化とし、保育所、幼稚園等に通園する全ての子供の保育料を完全無償化としております。

財源といたしましては、国・県の補助対象とならない０から２歳児の課税世帯の保育料に対し、ふるさと納税による基金を充当し、令和８年度の対象児童については、保育園児２３人分・７２１万３，０００円、認定こども園しみず幼稚園１６人分・５０４万円、計３９人分を見込み、１，２２５万３，０００円の無償化分を充てることとしております。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございます。本当によろしくお願ひしたいと、その一言でございます。本市は特にそういうことで、ちょっと先ほど課長も言いました、独自の無償化を実施してきたということで、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

財源としてふるさと納税、先ほど前田議員のほうからもふるさと納税についてちょっと質問がありましたけど、ふるさと納税、せつかく金額的に積み上げている基金がありますので、ぜひ無駄に使わないように、できるだけ子供に使ってもらうとか、そういう目的に使っていただくということで、何回も言うて申し訳ないですが、もし足らなければ補充をしていくというようなことで、財源としてのふるさと納税、本当にありがたいなというふうに思っています。

それから、人にやさしいまちづくりを目標にした子育て世帯の取組、力が入っているなというふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。

もう二つぐらい聞きたいと思います。子育て世帯の支援等について、今度は福祉事務所に
お伺いをいたします。

人にやさしいまちづくり施策として、子育て世帯の負担軽減を目指すことを目的として、高
校生までの子供の医療費を無償化する施策が、当初予算の福祉医療費助成事業の中に盛り込ま
れています。そこで、事業の目的・概要などについて、福祉事務所に聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 福祉事務所に。

（福祉事務所長 永野美歌君自席）

○福祉事務所長（永野美歌君） お答えいたします。

高校生までの子供の医療費無償化の福祉医療助成制度は、子育て世代の経済的負担を軽減し、
安心して子供を産み育てられる環境を整備することを目的とし、生まれてから１８歳の３月
３１日までの間、医療費を無償化するため、自己負担額の助成を行っております。

また、平成２９年度までは義務教育の中学卒業までを助成対象としておりましたが、子育て
支援策の充実のため、平成３０年度から助成対象を１８歳に到達した以後の最初の３月３１日
までと拡充し、当時、高知県内１１市の中では初の取組となりました。

この助成制度は、ゼロ歳から就学前までの子供の助成については県の補助を活用してしま
すが、平成３０年度から拡充した対象者を含めて、小学生以上の子供の助成については、市単
独の事業として実施しております。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございます。本当に初めての取組とか、本市独自というこ
とで、本当にそういう言葉が出てきます。本当にありがたい事業ではないかと思っております。

子育て世帯の経済的な軽減、それから安心して子供を産み育てられる環境を整備する、これ
は本当に大事なことだと思います。それは、生まれてから１８歳、それから３月３１日までと
言われていましたかね、医療費が無償化される。これは本当にとても大きな支援だというふう
に思っております。いつも感心します。そういうことで、この事業は本当にいい事業だとい
うふうに理解をしております。

ということで、もう一つ次の質問に行きます。先ほどもお聞きしました医療費の助成とはま
た少し違った支援として、赤ちゃん紙おむつ・粉ミルク購入支援があります。これも本市独自
事業として、早くから行ってきたと承知しております。令和５年度の予算は、約２５０万円で
した。そして令和８年、来年度なんですけど、１５０万円になっています。これは減ったとい
うふうに表現するとちょっと語弊がありますので、なっていますということで申し上げておきま

す。

それから、子供の数も少なくなりましたが、以前の２５０万円でもいいんじゃないかなと。令和８年は１５０万円になっちゃうけど、令和５年の２５０万円でもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

ということで、過去の実績、それから経過などを含めて、赤ちゃん紙おむつ・粉ミルク購入支援についての目的、概要などについて、福祉事務所長にお伺いをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 永野美歌君自席）

○福祉事務所長（永野美歌君） お答えいたします。

赤ちゃん紙おむつ・粉ミルク購入支援事業の目的は、次世代を担う子供の出生を祝い、子育て世代の経済的負担を軽減するため、子育てに必要な紙おむつや粉ミルク等の育児に要する用品を購入することについて、その一部を助成するものです。

この事業は、平成２７年度から事業を開始。当初は１人当たり３万６，０００円分の子育て応援チケットを配布していましたが、平成２８年度に４万８，０００円に増額し、令和５年度に６万円への増額を行ったことで、令和５年度の当初予算額を２４０万円としておりました。

しかしながら、令和４年度以降の配布人数及び出生数は２０人台と減少しており、令和５年度の実績は、配布人数が２９人で利用金額が１５３万７，０００円、令和６年度は配布人数が２７人で利用金額が１５１万９，９３５円、令和７年度２月末時点での実績は、配布人数が２４人で利用金額は１１９万８，７８６円となっております。

土佐清水市の厳しい財政状況を鑑み、１人当たりの助成額を据え置き、令和８年度の予算額を１５０万円としておりますが、この間の物価高騰に加え、他市町村でも子育て応援の助成事業が広がってきていることから、今後も動向を注視し、土佐清水市で子育てをしやすい環境をつくっていくため、様々な施策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございました。分かりました。

厳しい財政状況の中で、１人当たり年間６万円、これは減らすことなく来たということで、最後のくだりで、検討するという言葉をちょっといただきましたので、この辺はぜひ、令和８年度はちょっともう予算が計上されていますのでいかなかなと思いますけれど、将来的に子供がちょっと少なくなるような状況もあります。できるだけ子育て支援のために、子供さんに、多くの方に支援してあげないかなかなというふうに思います。

これは答弁は要りません。市長にこのことを申し上げておきます。6万円を6万5,000円にするとか、6万6,000円にするとか、そういうふうなこともぜひ検討していただきたいと思います。これからも子育てがしやすい環境をつくっていただきますよう、よろしく願いしておきます。

それで、先ほどちょっと答弁の中になかった、何歳まで支援してもらえるのか。ちょっと福祉事務所長、構わなければお答えをしていただけませんか。何歳まで。お願いします。

○副議長（吉村政朗君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 永野美歌君自席）

○福祉事務所長（永野美歌君） お答えいたします。

赤ちゃんの紙おむつ・粉ミルク購入支援事業の子育て応援チケットにつきましては、先ほどお答えしたとおり、生まれてから新生児1人あたりに、1歳の誕生日を迎える前日までの期間に、6万円を支給することとなっております。利用期間につきましては、出生日から1歳の誕生日の属する月の末日まで利用可能となっております。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） 分かりました。

さっき、答えてもろうたかね。二重に答えてもろうたことないかね。ちょっと聞き落としちゃったかなと思って、ちょっとびっくりしました。ありがとうございます。

とにかく、先日も話にちょっと出たんですけれど、ミルクは飲まんるけど紙おむつはずっと要るでねとか、それから紙おむつせんなくてもミルクは要る人もおるねとかいって、そんな話もちよっとして、そんなことで、何歳までやろうかなという話がちょっと出ましたので、余談になりますけど、そんなふうなことでございました。

次に、市長にお聞きします。同じ質問になりますが、市長としての子育て世帯への支援について、御所見をお願いしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） 子育て世帯の支援についてお答えをいたします。

本市が実施しております18歳までの子供の医療費無償化や、赤ちゃん紙おむつ・粉ミルク購入助成をはじめ、学校給食や保育園及び幼稚園の保育料等無償化は、子育て世代の経済的負担軽減と、安心して子供を産み育てられる環境づくりに大きく寄与しているものと思います。今申し上げたとおり、議員さんからも評価をいただきましたけれども、本市独自の子育て施策

については、非常に充実しているというふうに思います。

人口減少が急激に進む中で、安心して健やかに成長できる子ども・子育て支援策は重要な施策であり、第八次土佐清水市総合振興計画の基本目標の中で人にやさしいまちづくりを挙げ、子ども・子育て支援を基本政策として、こどもまんなか社会の実現を目指し、引き続き安心して子供を産み育てられる環境を構築していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） ありがとうございます。

第八次土佐清水市総合振興計画ですか。これ基本構想に人口ビジョン、それから政策推進の背景では人口減少を考慮した取組、人口に関するデータなどでは、人口に関する計画が数多く表されています。人口に関するいろんなことが、第八次総合振興計画の中に出てきます。

とにかく、本当に人口が減っているぞということで、今朝から前田議員なんかの答弁にもありました。なかなか人口減少を止めることはできんけれど、遅らせることができるかなというふうな捉え方も、私もしております。ということで、一生懸命今の子供たち、子ども・子育て支援策には、今後適切で十分な予算編成を行っていただきますよう、市長には要望しておきます。

次の質問に移ります。次は、いわゆる人口減少対策について、企画財政課長にまずお聞きをします。

ちょっと読ませていただきます。

人口減少対策として、新年度、令和8年度の主要な事業区分として、教育環境魅力化推進事業、それから移住促進・就労者支援多文化共生事業。それから3番目に結婚・出産・子育て環境整備事業と、3つの区分に分けた24項目の事業を実施すると、当初予算に計上されています。ぜひ、強力に行っていただきたいと思っております。

事業実施目標が24件ある中で、そのうちの若者に選ばれる郷土、土佐清水市のことなんです。すが、を目指した移住促進と定住、生活応援についてお聞きをしたいと思います。これは総合支援事業はいっぱいあるし、いろんな事業があるんですけど、個別にちょっと聞いていきたいと思いましたので、そういうことでございます。

まずは、その移住促進事業で業務委託を行うとなっていました。その業務概要についてお聞きしたいと思います。すが、委託業務については不動産業を行っている業者、いわゆる兼業のような形でもオーケーなのか、それから労務管理資格が必要なのか。それから、外国人研修生の受入れ業務を行っている会社がありますが、そのような形態の会社、企業などでもいいのか。ど

ういった民間企業を想定しているのか。また、事業説明書でいうところのプラットフォームとして、専門性、知見のある民間企業の当てがあるかなど、企画財政課長にお聞きしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 酒井 満君自席）

○企画財政課長（酒井 満君） お答えします。

想定する事業者につきましては、県内を中心に移住や関係人口等に関連をした業務を行っている事業者、また公共施設の指定管理等を受託をしている事業者を想定をしております。これまでに数者と接触をし、前向きな回答をいただいている事業者もございます。最終的には公募型プロポーザルを実施をし、選定をするというふうな予定でございます。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） ありがとうございます。とにかくよろしくお願ひしたいとしか、ちょっと私もよう言わないのですが、その公募型のプロポーザルを行って選ぶということで、よろしくお願ひしたいと思います。

プロポーザルといいますと、いろいろと聞きます。いわゆる、何というんでしょうか、こういう大きなことについてどういうふうな構想でやってもらえるのかということで、そういうことのプロポーザルだと思っています。

若者の移住、それから定住生活応援事業についてもお聞きしたいのですが、予算的に移住促進総合支援とか、それから補助金とか、以前は総合支援ということで、結構大きな事業費で推移していたように思いました。今回は、令和8年度なんですけど、少し予算が小さくなったように思います。

そこで、人口減少対策という観点から、若者移住・定住生活応援事業の目的や概要などについて、企画財政課長にお聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 企画財政課長。

（企画財政課長 酒井 満君自席）

○企画財政課長（酒井 満君） お答えします。

本事業は、今年度まではこども未来課所管として実施をしておりますけれども、来年度からは補助要件等を変更し、目的を、より移住・定住の促進にしたことから、企画財政課へ所管替えを行っているものでございます。

事業の目的や概要につきましては、奨学資金を返還する若者を支援をし、本市への移住・定住の促進を図るものでございまして、大学等就学のために貸与を受けた土佐清水市奨学資金、日本学生支援機構奨学金などの奨学資金の返還を助成をするものでございます。

対象者の要件としましては、申請初年度４月１日時点の年齢が３４歳以下で、本市に現に居住をし幡多地域内で就業している者、また、転勤等により一時的に本市に居住する者ではない者というふうに定めております。助成金額につきましては年間２０万円を上限とし、最長８年間の交付とするものでございます。

なお、交付要件を満たさなくなった場合は、既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることとなります。

以上でございます。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございます。私も質問してみて、これはこども未来課のほうで、いわゆる返還支援の事業があったなというふうに認識しました。

これがたまたま目についたから聞いたということなんですけど、とにかくこういう事業は、やっぱり若者が市外へ流出していくのを防ぐ、それから、できたら四万十市におった人らが仮に宿毛市が、三原の人が市から通っていただけたらとかそういうことで、そういうふうな事業やったというふうに認識しております。

ですので、これはこれからもぜひやっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思いますし、また、これが増えてくれば本当にありがたいかなというふうに思います。本当に言葉は、何かちょっと答弁あったかなと思いますけど、流出する若者をつなぎ止めていくんやないかなというふうに思いましたので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、市長に人口減少対策についてちょっと聞きたいと思いますが、これ、市長には、もうちょっとあまり大ざっぱに聞いて、本当はまた反問権使うたらいかんけど、市長に、人口減少対策はどういうふうに進めていくのか、そのあたりの所見を簡潔によろしくお願いしたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。簡潔に答弁させていただきます。

昨日の質問、そして昨日の吉村、新谷、それから弘田議員の質問等でもございましたし、今日も前田議員からも質問がありました。

人口減少対策、もう単純に言って、これといった特効薬はないかも分かりません。しかしな

がら、単一的な施策を重視するというだけではなくて、要は全ての政策を総合的にしっかりとやっていく、魅力ある、そしてしっかりとした土佐清水市を目指したら、人口減少対策にもつながるというふうに信じています。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） ありがとうございます。簡潔に話していただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願いします。一言でよろしくお願いします。

あと3つぐらいちょっとお聞きしたいんですけど、次は、災害に強い郷土をつくるということで、ちょっと聞いていきたいと思います。これ括弧書きで、私のほうは安全・安心で未来につながるまちづくりということで、ちょっと読ませていただきます。

さて、橋本市長におかれましては、県議会議員時代には、命・地域・暮らしを守ることをテーマに、土佐清水市民の暮らしの向上に一生懸命仕事をしてきたことを御推察しております。「御」をつけます、本当に。

命をテーマにしたものでは、災害に強い県土をつくるということでございました。これは、言い換えれば「災害に強い土佐清水市をつくる」であり、それから地域では、安心して暮らせる土佐清水市であり、暮らしでも魅力ある豊かな土佐清水市の暮らしの実現に、全力で取り組んできたと思っております。

先日、新聞報道も読みました。濱田知事が進める人口減少対策、4 Sプロジェクトの推進、消防広域化・県一消防、それから生き生きと仕事ができる高知、安全・安心な高知では、南海トラフ地震対策など、高知県も一生懸命事業を進めているというふうに認識をしております。そういった中で、土佐清水市民が住み慣れた地域で住み続けていくためには、安全・安心な生活を送れる環境が絶対必要になると思っております。

そういった状況にあって、令和8年度当初予算には、津波・洪水ハザードマップ作成業務や、それから消防救急デジタル無線更新業務委託など、災害対応につながる予算も数多く盛り込まれています。

市長にお聞きします。安全・安心で未来につながるまちづくりについて、こういった決意を持っておられるのかお聞きをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） 答弁を行います。

先ほどと同じことになりますけれども、市民の皆さんが住み慣れた地域で住み続けていくためには、安全・安心な生活を送れる環境が必要というのは、議員さんと同じ思いであります。

とりわけ本市の場合、３０年以内に７０％から９０％の確率で発生すると言われております南海トラフ地震にしっかり向き合っていくことが必須でございます。具体的には、地域防災計画の適時な見直しを行いつつ、復興の迅速化と生活・経済の早期立て直しを図るため、事前復興まちづくり計画の策定を今、進めてございます。

また、日常生活面では、交通安全に対する意識の向上や特殊詐欺被害を防止するための普及啓発を実施するなど、安心して生活できるまちづくりを推進いたします。さらには、安全な水の供給の水源対策や施設維持管理の徹底、ごみ収集・し尿処理といった環境衛生の向上にも努めてまいらなければなりません。

加えて、持続的な地球環境の実現のため、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの促進を図り、カーボンニュートラル実現に向けて、継続的に取り組んでまいりたいというふうに思います。値打ちのある安心・安全のまちに、しっかりと向き合いたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） ７番、山崎誠一君。

（７番 山崎誠一君発言席）

○７番（山崎誠一君） ありがとうございます。

これ、市長に質問しようかと思って一生懸命考えたわけですけど、答弁を１つずつ聞いて解釈するのは、ちょっとなかなか難しいです。とにかく、安心・安全である未来をつくっていただきたいと思います。

書いたものをちょっと読みます。

南海トラフ地震など、大災害も懸念される。そのために防災・減災対策を十分図っていただいて、いざというときに市民・地域・行政が連携・協力できるよう、取組の強化を今以上をお願いしておきます。

それから次に、安心して暮らせる郷土の取組について、括弧書きで人にやさしいまちづくりということで、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生活できる、家族・家庭生活をごく普通に過ごすことができる、そして安心して生活ができるよう、福祉政策の充実を図っていただきたいと思います。また、高齢者に限らず健康寿命を延ばす取組、健康意識の向上を促進し、生活習慣病の改善や心のケアの充実にも努めていただきたいと思います。

先ほど、子育て世帯の支援について質問させていただきました。その中でも触れましたが、保育園及び幼稚園の保育料の無償化も、令和８年度、新年度予算に盛り込まれています。あつ

たかふれあいセンター事業や中山間地域介護サービス確保対策などなど、予算計上しております。重要な改善分野には、幹線道路や生活道路の整備、そしてバスなどの利便性の向上も掲げられています。

市長にお聞きします。人にやさしいまちづくりについて、市長はどのような構想、意気込みを持っているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（吉村政朗君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えをいたします。

議員さんの言うとおり、市民一人一人が安心した生活を送るには、福祉・保健・医療体制の充実が欠かせません。子供や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子供の権利を守りながら、子供が安心して健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援を推進してまいります。

また、高齢者や障害者をはじめとする市民が福祉・保健・医療を利用でき、地域で安心して暮らせる環境を、市民・地域・行政が連携して整備してまいります。また、健康寿命の延伸に向けた市民の健康意識の向上を促進し、生活習慣病の改善や心のケアの充実に努めたいと思います。

そして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアの推進、介護予防、認知症対策の取組を推進いたします。その他、人権尊重や男女共同参画のまちづくりに向けて、子供から高齢者まで一人一人がお互いを尊重しながら、性別にかかわらず、個性と能力を十二分に発揮できる社会を目指してまいります。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございました。

私も市長の答弁の中で思ったこと、それから私も感じたことをちょっと言いますと、障害のある方、それから高齢者・子供・市民みんなが幸せな生活が送れるよう、人にやさしいまちづくりに取り組んでいただきますよう、市長にはお願いをしておきます。

それから、ちょっと時間がだんだん詰んできましたので、もう一つ最後にお聞きしたいと思います。

魅力ある豊かな郷土の実現について、これも括弧書きで申し訳ないですが、豊かな心と体を育むまちづくり、地域と学校が連携することで豊かな人間性を育む教育や、特色のある教育を推進していただきたいと思います。そして、誰もが気楽にスポーツに取り組むことができ、心

身とも健康で明るい生活を送ることができるように、スポーツ施設の充実、利便性向上に取り組んでいただきたいと思います。

ちょっともう時間がなくなってきたので、最後のくだりだけ言います。魅力ある豊かな郷土の実現に向けて、豊かな心と体を育むまちづくり、どのように今後進めていくのか、市長にお伺いをいたします。

○副議長（吉村政朗君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えをいたします。

議員さんがおっしゃることはもっともなことで、私も同感でありまして、近年の少子高齢化、国際化、情報化社会の進展により、社会で求められる人材像も大きく変化してきております。これからの時代に必要とされる人材となるよう、地域と学校が連携することで、豊かな人間性を育むための教育や、特色のある教育を推進いたします。

教育に関しては、高校を核とした新たな人づくり、人の流れづくりを推進し、地域への愛着や誇りを醸成し、地元に残り、あるいは将来地元に戻り、地元に貢献したいという思いを持つ人材の育成につなげることで、人口減少下における地域の担い手確保や地域活性化を目指します。また、年齢や性別を問わず、学びたいと思う人が興味のある分野に関して生涯学び続けられる環境づくりを行い、一人一人の生きがいづくりにつなげてまいりたいと思います。

そのため、本市で活動する芸術・文化分野のサークル・団体を支援し、郷土の貴重な文化財、伝統文化、歴史資料の適切な保存と新たな発見に努めます。さらには、それを探求・研究することで新たな価値の創出を行い、文化振興や地域振興にもつなげてまいります。

また、誰もが気軽にスポーツに取り組むことで、心身ともに健康で明るい生活を送ることができるよう、スポーツ施設の管理、利便性向上に全力で取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（吉村政朗君） 7 番、山崎誠一君。

（7 番 山崎誠一君発言席）

○7 番（山崎誠一君） ありがとうございました。

最後に、市長には健康には留意されまして、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（吉村政朗君） この際、午食のため、午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 13 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） よろしくお願ひします。それでは、今から一般質問を始めます。

こんにちは。会派市民のこえの坂下文宏です。よろしくお願ひします。

早速ですが、通告に従ひまして、１つ目の訪問介護の基本報酬見直しについて質問をいたします。よろしくお願ひします。

訪問介護事業所の状況につきまして、健康推進課長にお伺ひいたします。

２０２４年４月に訪問介護の基本報酬が引き下げられまして、２年近くが経過しております。昨年１２月末の高知新聞を見た人もおと思いますが、訪問介護事業所の倒産が８５件で最多という記事が載っておりましたが、全国的な訪問介護事業所の状況はどのようなになっているのか、健康推進課長にお伺ひいたします。お願ひします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 答えいたします。

昨年９月会議におけます坂下議員の御質問に対する答弁では、株式会社東京商工リサーチによります２０２５年１月から６月までの上半期におきまして、訪問介護事業所の倒産が４５件に達し、２年連続で過去最多を更新した旨お答えいたしました。その後、昨年１２月８日付高知新聞におきまして、同じ調査会社によります１月から１１月の倒産件数が８５件となり、過去最多を更新したとの記事が掲載されておりました。

その倒産の原因でありますのが、介護報酬引下げや利用者の減少などによる売上げ不振が７１件で、全体の８割を超え、事業所の規模別では、従業員１０人未満の小規模事業所が７４件と最も多く、従業員が１０人以上の事業所でも１１件あり、改めて厳しい経営実態が浮き彫りとなっています。

本市におきましても、介護報酬の引下げに加え、ヘルパーの高齢化や新たな介護人材の確保が難しい状況も重なり、厳しい経営環境の中で、サービス提供を余儀なくされている実態がございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） ありがとうございます。

私も少しこうやって用意したんですけれども、今、課長が言われたように、これはしんぶん赤旗の記事を拡大したんですけれど、訪問介護ピンチということで、基本報酬引下げの影響が……

○議長（作田喜秋君） 坂下君に言います。その固有名詞は下げて、さっとするだけにしてください。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） 分かりました。申し訳ありません。さっと、ですね。

ここには、訪問介護１１６町村が事業所が空白、ゼロというところが記録されております。２０２０年の段階では８３空白自治体だったんですけれども、３年たって２０２４年の６月になると、９７です。

ということは、１４、空白自治体が増えちゃうということだったんですけれど、２４年の４月から引下げが行われましたので、２４年から２５年の１２月末に至っては１１６町村ですから、１９、空白自治体が増えちゃうと、こういうことであります。

ということは、当然、引下げによって空白自治体ができたと、要するに訪問介護事業所がなくなっていくという実態なんですよ。そういう実態を踏まえていただけたら、今後の対応についてどうするかというのは明らかになってくりやせんのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。そうしたらですね……。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） １１番、前田議員。

（１１番 前田 晃君自席）

○１１番（前田 晃君） 先ほど資料の提示を、駄目だということで抑えるような指示がありましたけれども、その理由をお聞かせいただけますか。

○議長（作田喜秋君） 資料の提示を抑えたわけではございません。新聞の固有名詞は避けていただきたいということを言いました。この提示については、事前に議長が坂下議員から提示させてもらいたいということは聞いておりますが、やっぱり固有名詞はよろしくないと判断いたしましたので、それを制止いたしました。

以上です。

１１番、前田議員。

（１１番 前田 晃君自席）

○１１番（前田 晃君） 新聞記事を提示するということは、私も何度もやらせていただきました。それはもう赤旗の記事だけじゃなくて、高知新聞の記事とかですね。前、潜水艦の衝突事故があったときに、この沖でですよ、私は赤旗の記事を提示させていただいたことを記憶し

ておりますけれども、止められることはありませんでした。止められることはありませんでしたよ。だから今、そのときの対応と今の対応は異なっていますので、きちっとした説明をしていただきたい。

固有名詞がどうのこうのという問題ではないと思います。高知新聞なんかの提示も、それは固有名詞でありますのでね、ほかの新聞もね。なぜ赤旗だけが固有名詞みたいな形で指摘されるのか、ちょっと理解し難いですがけれども。

○議長（作田喜秋君） 議長はそうに判断いたしましたので、制止をさせていただきました。

11番、前田議員。

（11番 前田 晃君自席）

○11番（前田 晃君） 議長の議事整理権があるかもしれませんが、その理由の説明を、ぜひしていただきたい。もし説明ができないということであれば、小休を取って確認をしてください。納得できません。

○議長（作田喜秋君） 暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休 憩

午後 1時48分 再 開

○議長（作田喜秋君） 会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会で協議した内容について、議会運営委員会委員長のほうから報告をお願いいたします。

議会運営委員長、新谷英生君。

（議会運営委員長 新谷英生君自席）

○議会運営委員長（新谷英生君） 先ほど開催しました議会運営委員会の中で、赤旗新聞といったところの固有名詞がいかかなものなのでしょうかというようなことで、議長のほうから制止がありました。議運を開催した中で皆さんとお話をする中で、その辺ぐらであれば、記事の中に出てくる名称とかではありませんので、おおらかにそこら辺はしてあげていいのではないかと結論になりました。議長とも話をさせていただきまして、それで構わなければということでしたので、議運の決定としては、それを認めてあげようというような話になりました。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 議長から一言言わせてもらいます。私の認識不足のため、皆さんに御迷惑をおかけいたしました。大変失礼いたしました。坂下議員、本当に申し訳ありませんでした。

それでは、引き続き一般質問を行います。

2 番、坂下文宏君。

(2 番 坂下文宏君発言席)

○2 番(坂下文宏君) 先ほどのパネルはこれなんですけれども、健康推進課長の説明の中で出てきた、倒産ですね。倒産の数については85ということですので、こういうふうなデータで、最も今年度については多いというデータを示されております。

もう一つ、高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が一つもない自治体というのが、やっぱり非常に各自治体で出てきているがですね。その記事がこういうふうにデータとしてしんぶん赤旗に載っちゃったというので、これを皆さんに示したんですけれども、これをよく見ると、厚生労働省が公表した全国の事業所一覧というところからピックアップして、それをきちんと分析して表に載せたというものなんです。

それで2020年については、83自治体で訪問介護事業所がないと。ところが、2024年の6月になって97に増えようと。だから3年間で14増えているんですけれども、24年の6月から25年の12月まで、これを見ると12月で116町村、空白自治体が出てきちょうがですね。ということは、97から116ですから19町村増えていますという、たった2年間で、3年間の14よりも19、ざまに増えちょうという話なんです。

こういうデータをぱっと見たときに、これは報酬引下げの件が理由になっているんじゃないかという、そういうデータとして皆さんに示したかったという話なんです。だから、この訪問介護事業所に対する基本方針の引下げがどれだけ影響を及ぼしているかというのが事実として明らかになっていると、そういうことを言いたかっただけなんですけれども、よろしくお願いします。

それでは、本市の訪問介護事業所への財政的支援について、健康推進課長にお伺いいたします。

政府は、人材確保のために賃金を2.0%アップし、経営を下支えするため、補助金など事業所への支援を急ぐ方針、こういうふうに出されていたんですけれども、基本報酬の見直しについては全く触れておりません。これでは訪問介護事業所の経営は成り立っていきませんし、事業所ゼロの自治体は、これからもどんどん増えていくというふうに分かります。本当にこれでいいのかどうかお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長(作田喜秋君) 健康推進課長。

(健康推進課長 竹池 亮君自席)

○健康推進課長(竹池 亮君) お答えいたします。

国は昨年12月に、強い経済を実現する総合経済対策におきまして、令和8年度の介護報酬

の臨時改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応といたしまして、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業の補助制度を創設しました。また、臨時改定については本年6月1日から施行することで、その概要等が公表されております。

その主な内容は、賃上げを実現するための措置や物価高騰に対応するためのものとなっております。それを交付、加算適用するためには、処遇改善加算の取得に加えまして、国が推奨しますシステムの導入が必須要件となっていることから、本市にある小規模事業所に対する支援策にはつながらないのではないかと危惧しております。このようなことから、直接の経営資金となり得る基本報酬の引上げが、最も望まれる支援策ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） 同感であります。

賃金、要するに職員の賃上げについては、これは事業所運営に関わっては、非常に事業所としては、なかなかやっていけないと。だから職員の賃上げだけでは、事業所には何の利益もないといったらおかしいんですけども、経営上、なかなかやりくりが難しいという話なんですね。

それでは、中山間地域介護サービス確保対策事業による支援策について、健康推進課長にお伺いします。

この事業による補助金交付要綱の中に、利用者が特別地域加算対象地域に住んでいるなら対象にする、そうでないなら加算対象としないということですが、特別地域加算対象地域というのは、これは国が指定した地域でありまして、清水の場合、旧町村が対象になっております。

ところがその旧町村の中でも、市街地を除くというか、半島を除いちょうがですね。事業所から利用者宅まで20分以上かかる地域を、要するに特別地域加算対象地域として指定しておりますが、本市においては中山間と言われる地域は、これはやっぱり至るところにありまして、事業所から利用者宅まで20分以上かかるというのは、この特別地域加算地域だけではありません。

昨年もちらっと言いましたけれども、ヘルパーをお願いしまして、松尾地区の利用者宅まで時間を計りながら行ったんですけども、ここはやっぱり20分以上かかったんですね。ということは、半島地区のほとんどが該当するということになるんだろうというふうに判断します。けれども、国は半島地区を指定してはいないんですね。だから半島地区については、もう市街地に入っちょうという判断ですね。

けれども、この国が指定していない20分以上かかる地域の利用者については、これは市の要綱の中には、市長が認めれば加算の対象にしますと、こういう内容が書かれております。この件について市長に打診をしていただいたかどうか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、橋本市長とは、本件について協議はしておりません。

その理由といたしまして、令和8年度当初予算編成時期におけます市長交代等があり、市長に判断していただくための政策議論の時間を確保できなかったこと。また、本補助事業は、各事業所からの最終的な実績報告提出の時期が、令和8年度事業であれば令和9年4月となりまして、令和8年中の早い時期に、一定対象にするのかしないのかの判断をすることが可能であることなどから、協議するには至っておりません。

本件に限らず、市長による政策判断を要する事案については、これまでの経過、多角的な視点などを持って、市長が求めるところの熟議を経て結論を得ていきたいと考えております。この件については、改めて市長と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） よく分かりましたが、政策判断について熟議が必要だということで、時間をくれという話ですね。

ぜひ、判断をしていただきたいというふうに思うんですけれども、1つ気にはなるのは、吉村議員の中にもちらっとあったと思いますけれども、来年度から、介護保険計画の10期が始まりますよね。だからその先手に、この令和8年度はなっちゃんはずなんです。そういう意味では、この半島地域を加算対象地域にして訪問介護事業を支援していくかというのは、大きな課題だというふうに私は思っています。

ほかに支援策がありませんので、そこにどれだけ力を注いでその地域ケアシステムを、要するに市内の方針として地域ケアシステムを動かしているわけで、そういう支援策としての、要するに訪問介護事業所を支援していくための支援策としての取組は、非常に私は大事だと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、市長にお伺いします。

市長は冒頭の挨拶の中で、高市政権に対して、強固な政治基盤の確立におごることなく、国民に対して真の責任を果たせる政策を果敢に実行することを切望すると述べられました。同じ

思いですけれども、この政権に期待は、私はできないと思っています。

しかし本市においては、物価高騰対策や人口減少対策、南海トラフ地震対策など、先送りできない課題だと、この課題に対して正面から向き合い、解決のため市民の声に真摯に耳を傾け、施策を磨き上げられると述べられました。

自ら地域に赴き、住民と率直に意見交換をしていく現場主義を貫くと言われる政治姿勢には大いに期待しますが、物価高騰や基本報酬引下げ、人材不足によって、今にも倒産に追い込まれる訪問介護事業所は、住み慣れたこの半島の地域の利用者さんに対しても、安心して老後を過ごしたいという利用者のニーズに応えていくために、最大限の介護サービスを日々提供しています。

この状況に真摯に向き合い、現場の声に耳を傾けていただき、訪問介護事業所への支援策として、半島地域の利用者を加算対象地域にさせていただけるかどうかの御判断をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） 坂下議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

特別地域加算対象地域以外というのは、具体的には半島地区だというふうに思います。それを補助対象とするかどうかという話でございまして、介護報酬の引下げによる訪問介護事業所の存続危機については、私は県議会議員の時代から、大変憂慮していました。

本来であれば国による対応策が強く求められるものであり、市町村の独自施策で対応するべきものではないと考えていますけれども、先ほどの議員の質問の中にあつたような問題であるとか、それから課長答弁にもありましたように、特に集落の点が多い半島地区については、これまでの経過や実態を踏まえて、前向きに、スピード感を持って判断をしてまいりたいというふうに思います。

申し訳ございませんが、先ほど担当課のほうから申し上げました担当課との協議は、このことについてはまだ行っておりませんので、精力的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） 前向きに検討、よろしくお願いします。

それでは2つ目の、旧松尾小学校体育館の雨漏り等の修繕について質問いたします。旧体育

館外付けトイレのひさしの修繕と洋式化について、総務課長にお伺いします。

昨年の6月会議で、旧松尾小学校体育館には外から利用できるトイレが備わっており、お遍路さんのトイレ使用に利用させてもらえないかと区長さんにお伺いしたところ、快諾をしていただきましたが、区長さんが言うには、利用したい方は誰でも利用できるようになっているけれども、体育館の雨漏りによってトイレ入り口のひさしが破損していて非常に危険になっていると、修理が早急に必要とのことで、ひさし修理については総務課長にお願いしたことでしたが、その点の修理についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

令和7年6月会議において、坂下議員より、旧松尾小学校体育館の外付けのひさしの修繕及びトイレの洋式化の御提案がございました。その後、体育館外付けのひさしについては簡易な修繕を行いました。

一方で、トイレの洋式化については、松尾地区に確認したところ、旧松尾小学校体育館の外付けトイレを、遍路道の用途で活用するために洋式に改修することは望んでおられないということでしたので、洋式化については、今後も松尾地区と継続して協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） 前向きな検討、ありがとうございます。地区の方と十分協議していただいて、今後どういうふうに使っていくのがいいのかというのは、もう、ぜひ話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、お遍路さんの案内看板設置について、生涯学習課長にお伺いします。

外から使用できるトイレの改修が終了すれば、お遍路さんが使用できるように案内板の設置を検討するとのことでしたが、どうなっているのかお伺いいたします。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えします。

案内看板の設置につきましては、さきの6月会議で観光商工課長が、トイレを改修する際に併せて案内板の設置を検討すると答弁しておりますが、現在、旧松尾小学校体育館トイレを管

理している松尾地区が、お遍路さんが使用する用途での改修を望んでいないとのことでありますので、現時点での設置は考えておりません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） 残念でございますけれども、とにかく、お遍路さんが非常に今増えているんですね。特に外国人の方が、歩き遍路が増えておるんです。そうすると、やっぱり和式のトイレというのはなかなか使用しにくいと。

けれども、金剛福寺38番札所から戻る逆打ちですか。逆打ちと言ったらいかんがですね。要するに、津呂方面に帰っていくということであればいいんですけれども、今はやっぱり大浜・松尾を回っていくというようなことであれば、あそこのトンネルを通るのか、あるいは海岸線を回るのかということで、一定あそこでとどまるようなことになりようがです。

そうすると、やっぱり松尾小学校の辺りにトイレがあると非常に便利だなということで話をしたことだったんですけれども、たまたま旧松尾小学校の体育館は外付けのトイレがありますので、これを使えるようにしてもらえんろうかという話をしたんですけれども、区長さんには快諾していただいたんです。だから、どうぞ使ってくださいという話だったんですよ。

けれども、洋式化をそこまで望まないということでありますので、簡易トイレあたりの洋式化でも私は構わんのじゃないかなと思っていますので、そのあたりも御検討の上、できれば看板つけていただけるように、よろしく願いしたいと思います。

それでは、旧松尾小学校体育館の避難所指定についてであります。危機管理課長にお伺いします。

旧松尾小学校体育館は、指定避難所に指定されています。土佐清水市地域防災計画は平成25年以降に策定され、毎年検討を加え、今日に至っております。市は、地震防災対策特別措置法と南海トラフを基に計画的な施設の整備を推進すると、この計画でうたっております。

地震防災上、緊急に整備すべき施設として、まず最初に、指定緊急避難場所と指定避難所を挙げております。それでは、指定避難所の指定に至るまでの経過についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 岡田哲治君自席）

○危機管理課長（岡田哲治君） お答えいたします。

旧松尾小学校体育館は昭和61年2月に建てられ、令和8年で40年となります。平成

２３年４月１日に、旧松尾小学校の廃校に伴い、現こども未来課から所管を総務課に移していますが、まだ活用できる建物として、平成２８年３月に地域防災計画地震・津波対策編を追加するときに、旧松尾小学校体育館を、風水害と地震・津波の避難場所に選びました。

当時の避難場所を選ぶ基準としましては、公共的に使用しており多くの収容人数が見込める建物、浸水被害の高台にあって津波の心配がない建物、耐震性が担保されている建物などを基準として選定をしていきました。

以上となります。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） ちょっと防災拠点施設ということを、ちらっと言われよりましたが、その点の追加はないですか。

○議長（作田喜秋君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田哲治君自席）

○危機管理課長（岡田哲治君） 反問で、その点につきましては、打合せの後のほうでの対応となります。

○議長（作田喜秋君） 課長。反問したい場合は、議長の許可を得てからお願いします。

危機管理課長。

（危機管理課長 岡田哲治君自席）

○危機管理課長（岡田哲治君） すみません。打合せでは、その後の回答ということでお伺いしておりますので、その分は準備をしております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） 分かりました。

それでは、危機管理課長にお伺いします。

この防災計画には、指定避難所についてきちっと選定基準が載せられていまして、その基準に従って指定されていますが、それでは、指定避難所とはどのような位置づけなのかお伺いたします。

○議長（作田喜秋君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田哲治君自席）

○危機管理課長（岡田哲治君） お答えいたします。指定避難所の位置づけということでお答えをいたします。

指定避難所を簡単に説明しますと、まず、目的としまして、災害発生後、避難者が生活の場を確保して避難生活を送るための場所。指定の基準といたしましては、災害の危険が少なく、被害者を受け入れ、速やかに生活環境を整えられる規模の施設。設置と運営といたしましては、原則として市町村が開設・運営し、施設管理者が自主防災組織と連携をして、避難生活を支えるものとしています。主な建物といたしましては、学校の体育館、教室、公民館、コミュニティセンター、公共施設などがございます。

土佐清水市地域防災計画地震・津波対策編第5節には、避難所の設備では、地域内にある高台を一時的な避難、指定避難場所として、津波から命を守るために、津波警報が解除されるまでの間、避難をお願いする場所として整備をしていきました。

まずは、長期的な避難を要する指定避難所としての説明をさせていただきます。

災害の規模にもよりますが、一定の時間は避難所で生活をしていただくことを幅広く捉えて、長期的な避難所として明記しているものであります。正確な日数・時間については記載をしていないことを御理解ください。

また、避難所は、災害が収束に向かうにつれて規模の縮小を行っていきますので、災害対策本部としましては、同じ避難所に長期的に滞在することができるだけないように、避難所運営をしてまいります。場合によっては、能登半島地震のときのように市民体育館への1.5次避難やホテルへの避難、土佐清水だけではなく他市町村への広域避難をするといった状況も発生すると考えております。

以上となります。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） この旧松尾小学校体育館の避難所指定という、なぜ指定したかというのは分かったんですけども、果たしてその避難所を指定したということが指定避難所という意味合いで捉えられるかどうかというのは、ちょっと難しいですね。

今の基準からすれば、避難生活ができる場所というふうに言われましたので、避難生活が何日ぐらい、その計画の中では3日ぐらいというふうに数字が出ていたんですけども、それでもこれだけ雨漏りがしよう体育館を、避難所生活ができる場所、あるいはトイレが使えないような場所を指定避難所としてずっと指定しておくことができるかどうかというのは、やっぱり早急に判断が必要なんじゃないかなと思いますし、私としては、その雨漏りを解消すべきだというふうに判断するんです。

そういう意味では、次の質問に入りますけれども、松尾地区の区長さんによれば、旧松尾小学校体育館の雨漏りは5年ほど前からで、担当課に何度も修理、修繕をお願いしてきたが、残

念ながら今日に至っているということでもあります。年々雨漏りがひどくなりまして、体育館の館内のトイレや更衣室、倉庫が使えなくなり、倉庫に防災物資等を備蓄していましたが、舞台に移したということでありました。

もともと体育館ですから、週に何回かバドミントンやバレー教室等、地区の行事でも使用しているとのことではありますが、私は早急に修繕すべきだと思いますけれども、それとも指定避難所を変更する可能性もあると思いますので、そのあたりお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田哲治君自席）

○危機管理課長（岡田哲治君） お答えいたします。

まず、現在、旧松尾小学校体育館につきましては普通財産となっておりまして、危機管理課が所管する行政財産ではないことを先に申し上げます。

それではお答えさせていただきます。

まず、行政財産と普通財産について簡単に説明をいたします。

行政財産とは、地方公共団体が公用または公共の用として、サービスを提供する財産のことをいいます。そのため、この目的以外の活用や、基本的に貸付けや売却は行うことはできません。本市としましては、目的ごとに各担当課で所管をしております。

次に、先ほど説明した普通財産にはなりますが、行政財産以外の全ての公有財産のことをいいます。行政財産とは異なり、貸付けや交換、売払い、譲与なども可能となります。本市では、総務課が所管をして対応しております。

旧松尾小学校体育館につきましては、さきにも説明しましたが、平成23年4月1日に旧松尾小学校の廃校に伴い、現こども未来課から所管を総務課に移して普通財産としていますが、まだ活用ができる建物として、平成28年3月に地域防災計画地震・津波対策編を追加するときに、松尾旧体育館を、風水害と地震・津波の避難所に指定しました。

議員御質問の、普通財産である旧松尾小学校体育館を行政財産に変更するのかについてですが、現段階では、危機管理課が所管する行政財産に変更することは、次の点から難しいと思われます。

まず、1点目です。危機管理課が事業を実施する法的根拠として、災害対策基本法が示す第49条の4、指定避難所の指定、第49条の6、指定避難所の取消ししか行うことができません。

次に、危機管理課が所管する行政財産としましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、本市でも平成25年12月に危機管理課が発足して、災害対策を加速化し

てきました。当時の市長が地域の皆さんにお約束した旧町単位で整備する防災拠点施設、下ノ加江・三崎・下川口と、総合運動公園内に国や県からの支援物資、備蓄する物資となりますが、をストックする防災倉庫を集中的に整備したことは、御承知のことだと思います。

あわせて、所管は消防とはなりますが、消防署を半島地区の防災拠点として位置づけて整備をさせていただきました。仮に危機管理課が所管する行政財産とする場合でも、窪津から中浜を含めた半島地区全体の意見を取りまとめた上で、半島地区の防災拠点とする大きな位置づけが必要と思われます。その上で、どの場所・地区に拠点を定めて重点的に整備をするかなど、広域的な議論が必要と思われます。

一方で、普通の避難所につきましては、行政財産にはしておりません。これは、避難所は災害発生時のみの使用と限定されており、災害発生直後から危機管理課が担う役目としましては、最前線に、市の先頭に立って立ち向かって運営していくため、避難所の管理者としての対応が困難ということを容易に想像するため、幡多管内の四万十市や宿毛市も防災担当課が所管をしていない状況にあるため、本市においても同様と考えます。

以上のことから、旧松尾小学校体育館につきましては危機管理課を所管することは難しく、現行の普通財産として管理をしている総務課が必要最小限度の修繕を行う、もしくは公用または公共の用としてサービスを提供するために日常的に使用する担当課がある場合は、所管替えを行って修繕対応を行う。

それ以外としましては、危機管理課は高台に、ある程度人数が収容できる建物を確保して、可能な限り建物を活用したいと考えておりますが、最終的には、先ほど説明しましたが、全国の他市町村に事例もあるように、老朽化に伴う取消しも考えていかななくてはならないと思います。

避難所取消しを検討するに当たっては、次のことが考えられると思います。

1 点目としましては、修繕費用とその効果、費用対効果の部分でございます。

2 点目としましては、近隣避難所への統合、代替施設の検討。これは松尾地区とか足摺地区の場合は、ホテル活用も含めた検討も必要だと思われます。

また、3 点目としましては、新たな避難所の建設に当たりましては松尾だけを考えるのではなく、半島地区一体的な避難所拠点となる考えを持って、調整が必要と思われます。

4 点目です。施設の建て替えを行う場合の利点やリスクなども踏まえて、総合的な判断は必要と思われます。

以上のことから、いろいろな角度から判断を行い、地域防災計画の変更を伴うことから、防災会議の承認を受けて避難所取消しとなりますが、協議には時間がかかると思われます。

以上となります。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） その辺、早急な検討が必要だと思いますよ。各地区においては自主防災組織があって、計画を提出していますよね。だからその計画にのっとって、やっぱり防災訓練をされていると思いますけれども、その防災組織が訓練する計画が変更になってくる可能性があるわけですので、その計画にのっとって訓練するわけですので、そのあたりはもう、早急な対応が必要だと思います。

それよりも、この雨漏りをどうするのかというのは、これは雨漏りを直さん限りは使用ができませんよね。だからその辺は早急に解決していただきたいと、そういうふうに私は思います。

危機管理課の言われることは非常に分かります。だから、一つの課でこの防災に対する施策をやっていくということが非常に無理になっているんじゃないかなというふうに、私、今の話を聞いていて分かるんですけれども、防災会議がありますので、その辺はそちらのほうで検討していただいて、市全体としてどういうふうにこの施策を運営していくかというのは、やっぱりもう少し具体的に突き詰めていく必要があると思いますね。半島全体で一つの指定避難所なんていうのは、非常に、私は無理だと思いますね。

それでは、市長にお伺いします。旧松尾小学校体育館の雨漏りの修繕について早急に対応すべきと考えますが、御所見をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。

先ほど危機管理課長も答弁をいたしましたけれども、旧松尾小学校は平成23年4月に教育的な施設としての役目を終えて、教育部局から所管替えをして、総務課が管理をする普通財産ということになってございます。その後に危機管理が、まだ活用が可能な、公共的に使用していた多くの収容人数が見込める建物として、災害対策基本法に準じて避難指定をしたものでございます。

日常的に松尾地区が活用していると聞いておりまして、今回の坂下議員の質問を受けて、担当課のほうに再度現場を確認をさせ、松尾区長から直接聞き取りを指示いたしました。危機管理課長が撮影した写真で確認をいたしました。先ほど関係課長が答弁いたしました、体育館外付けトイレのひさし修繕と洋式化という内容を踏まえて、松尾地区が望む形で、早急に対応をしてまいりたいというふうに思います。

それから、加えて坂下議員のほうから御心配をいただいておりますお遍路のトイレの問題に

については、松尾地区については、私、県議時代に地元の協力も得て、松尾漁港のそばにおもてなしトイレをつくってございます。できれば、そんなに距離は離れてございませんので、その活用も踏まえて考えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） ぜひ、前向きに検討、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは3つ目の、今ノ山風力発電計画について質問をいたします。

まず、住民説明会について、市民課長にお伺ひします。

昨年の8月24日、三崎市民センターで、ジャパンウィンドエンジニアリングの責任者から、2社と参画に向けて協議している現状の報告と、私の質問で、1つは評価書作成の進捗状況、もう一つはジオサイト内のボーリング調査について回答するというものでありました。

参加者から、たまたま風況鉄塔建設の現場に出くわし、保安林の伐採面積が、他の鉄塔の場所と比べ広範囲な伐採をしているということで指摘したが、事業者からは、不必要な伐採をしてはならないとの国の許可をもらっていて、必要と認められたところだけしか伐採していないので問題はないとの回答でありました。このような事業者側の説明に対してどのように受け止めるか、お伺ひをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 東 直能君自席）

○市民課長（東 直能君） お答えいたします。

従来から、住民の方々が本風力発電事業計画に関して懸念や疑問を抱かれている状況に関しては十分認識をしており、事業者には、より丁寧な説明や対応により、懸念や疑問払拭への努力が必要であると考えております。全ての懸念や不安に個別に対応することは実質的に難しい側面もあるかとは思いますが、寄せられる意見や疑問には、丁寧に真摯に対応いただくことが必要ではないかと考えるところであります。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） 市民課長が言われるとおりでありますね。

それでは、市民課長にお伺ひいたします。

12月会議では事業者に対して、評価書の進捗状況の住民説明会を早期に開催してほしいと

要望いたしましたが、他社との参画に時間がかかり、評価書の進捗状況について説明する内容が決まっていないので、開催できないという回答でありました。

事業者が２月２７日、市長に挨拶に訪れたようですけれども、事業者は今後、評価書の進捗状況について、住民説明会を開催する予定なのかどうかお伺いいたします。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 東 直能君自席）

○市民課長（東 直能君） お答えいたします。

事業者に、他社との協議の状況や計画の進捗状況について改めて確認を取りましたところ、さきの１２月会議における事業者の回答である、「他の事業者との組成に向けて協議に時間を要しており、その協議が調った上で、事業内容や環境アセスを含む工程を見直すことも含め、検討を進めることとなります。したがって、現時点で住民説明会を開催しても説明すべき内容が整っておらず、この点につき御理解をいただきたくよろしくお伺いいたします」と同様とのことであり、「現時点において、事業における特段の変化はございません。そのため、住民の皆様に関しても説明が可能な状況となり次第、改めて御案内させていただく所存です」との回答であり、状況として変化がないため、現時点では住民説明会は未定である旨、回答がありました。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） よく分かりました。

他社との協議で時間がかかり、なかなか特別な変化もないので報告することがないということで、住民説明会の予定は立たないという話ですね。

それでは、ジオサイト内の工事用道路新設について、市民課長にお伺いします。

市は、この事業は民間企業が進めるものであって、法律に従って粛々と進めていくなれば、こちらがとやかく言うべきものではないと傍観し、住民の意思を真に受け止めようとはしてきませんでした。

ここに準備書があります。これです。私もこの２年間、あるいは３年間、ずっとこういう質問をしてきましたけれども、この準備書を見るのは初めてであります。後で質問もありますけれども、この準備書を２００人近い方が閲覧して、アンケートを載せているわけですね。１，０００ページ以上に上りますね。

大変な分量ですけれども、中を見ましたら、すごい資料が書かれております。たまげました。目を通した方はありますか。あったら……。多分ないと思いますが、こればあの分量のやつ

は。分かりました。担当なさった方は、対話したんですよね。ありがとうございます。

今から3年前の3月22日に経済産業省に受理され、勧告が出ましたが、その勧告で指摘されたところを見直しすれば、評価書としてこれは完成し、終わっていきます。勧告での指摘、その1つは、市長意見書で指摘された、住民理解が得られていないことが1つ。2つ目は、工事用道路新設による大規模な工事計画になっていることであります。

そのため、大規模な保安林伐採による土砂災害の危険や水源地、先ほど山崎議員からも随分話がありましたが、この水源地、それから動植物への影響、特に希少猛禽類クマタカです。この計画区域には、もうほとんど飛んでいます。その資料がここに載っております。

この勧告で指摘された工事計画の見直しをどのように行ってきたか、これが住民自身に知らされていないんですよね、全く。だから地域住民の知る権利を、この真つ当な要求をほごにしてきたんです。

9月2日の全員協議会で、ジオサイト内に工事用道路を新設することが明らかになりましたけれども、8月24日の住民説明会では、全くなかったんです。これは明らかに工事計画の変更であります。市長意見書での事業者の見解についてお伺いいたします。よろしく願います。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 東 直能君自席）

○市民課長（東 直能君） お答えいたします。

高知県環境影響評価技術審査会の議事録ではジオサイトという用語は使用されておませんが、特定植物群落の今ノ山の森林がジオサイトと同等の範囲でありますので、当該箇所に関し述べられた事業所見解を抜粋してお答えさせていただきます。

なお、市長意見書中の個別事項についての（3）動物、植物及び生態系に関する意見への事業者見解となりますことを申し添えます。

まず、市長意見書の該当箇所を読み上げさせていただきます。

事業実施計画区域には、特定植物群落の今ノ山の森林が分布しており、アカガシ群落ほかが存在し、地形変動による植物及び生態への影響が懸念される。動植物への影響調査の実施に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な方法により詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避を行うことと意見が述べられており、これに対し事業者の見解は、事業実施区域の中には、鳥獣保護区並びに今ノ山の森林という特定植物群落が設定されております。専門家等の助言を踏まえて適切な予測評価を行って、環境影響の回避に努めることを意見としていただいております。

こちらにつきましては、特定植物群落の今ノ山の森林と鳥獣保護区の位置は全く同一となっ

ておりますが、私ども、この今ノ山の森林の地域については、一から道路を造るのではなく、林野庁が既に整備された既存の作業道をベースとして、極力その直接的な改変がないような形での計画としております。

当然、風力発電機は、今ノ山の森林のエリアの中には設置しないという形にしております。ですので、直接的な新設道路の設置と比べると、伐採等も含めて、土地の改変というのは可能な限り限定的にしていると考えております。林野庁並びに専門家の御意見を踏まえながら、しっかりとした工事計画をつくって工事していくことで対応したいと思っております、との見解が述べられております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 2番、坂下文宏君。

（2番 坂下文宏君発言席）

○2番（坂下文宏君） このアカガシ群落、自然度の高い群落、要するに自然度9です。この9というのは原生林、もう人間の手が入っていない部分。この今ノ山の森林というのは、人の手が入ってない群落として指定されちやうがですね。特定植物群落です。これは環境省が指定したんですけど、貴重な森林なんですね。全く手が入ってないという、何百年もそこにある森林やということであります。

ここには既存の作業道がありますが、そこを使って運ぶんだという話ですね。けれども、ジオサイト内の工事用道路をここに新設する。全く計画と違うでしょう。どうやって受け止めるんですかという問題です。

それで、今ノ山風力発電計画への住民の意思について、市長にお伺いします。途中でストップになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

市長意見書にある8,500名以上の署名と、計画反対の地域住民の要望書の提出について、どう受け止めるのかお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

○市長（橋本敏男君） お答えいたします。

8,500筆以上の地域住民等からの設置計画中止を求める要望書が提出されたとの情報を受けて、事業者の計画内容に関し、多くの住民が理解していないのではと心配をしておりました。地元清水のことで、今ノ山風力発電計画には非常に強い関心を持っていましたから。

さて、今回の御質問でございますが、令和4年11月28日付の当時の市長意見書を改めて確認いたしましたところ、8,500筆を超える署名と同時に、本市条例に基づき、建設の賛否を問う住民投票の実施を求める要望書が提出をされておりました。

8,500名の方が建設に対する反対や懸念、不安の声が上がっている状況にある以上、業

者は住民等から合意形成を図るため、環境影響評価法に基づき、環境に配慮した事業計画の策定や要望に応じた説明会などは行ってきたとは思いますが。

しかしながら、当時の市長意見書にも、現段階において住民等からの理解が得られている状況とは決して言えないと記されていることから、風力発電計画への不安や懸念が払拭されていないあかしとしての８，５００人の署名であり、大変重く受け止める必要があるというふうに感じております。

さらに意見書では、このことから、事業者は住民等からの理解を得ることが前提であり、重要であることを理解の上、不安や懸念の声を真摯に受け止め、事業者の責務として説明責任を果たすべく、分かりやすく丁寧な説明を徹底的に今後も行い、理解を得られるよう最善を尽くし、意見や要望に対しては誠実な対応を行い、最大限の努力をもって、環境影響の回避または低減を中心とする環境保全措置の検討及び実施を行うよう強く求めるという意見が述べられております。

私も意見書と全く同意見であり、特に事業者は、住民等からの理解を得ることがまずは前提であります。必ず守っていただく必要があると考えてございます。事業者には、住民の不安や懸念には真摯に向き合い、それを解消する取組と、説明責任を果たす誠実な対応を求めるものでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） 市長、その８，５００名の署名を確認されましたか。それから、要望書は確認しましたか。その辺。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 橋本敏男君自席）

○市長（橋本敏男君） まだ、８，５００名の署名、そして要望書は確認をしてございません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） ぜひ、確認をしてください。ここに要望書があるんですけども、よろしくをお願いします。

それでは、市長にお伺いします。準備書を閲覧した１７０名の方の意見をどのように受け止めるか、お伺いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

(市長 橋本敏男君自席)

○市長（橋本敏男君） 令和４年１０月２８日に、事業者より高知県へ提出された準備書についての住民等の意見概要を確認した内容を基に、まずはお答えしたいと思います。

環境影響評価準備書を閲覧された方々のうち、意見を寄せられた件数は１７０件。風力発電計画に反対の意見が１３１件で、全体の約７７％、意見・見解のみを述べられたものと思われる件数が３６件で、全体の約２３％。反対意見を述べられた件数が圧倒的に多いものと認識しています。反対意見の中でも、自然環境、動植物、河川や海の水への影響の懸念から反対の意見が最も多く、次いで、災害発生への懸念から反対を述べられている方が多くおられました。

また、意見内容についてざっくりですけれども拝見したところ、本市の誇る自然豊かな環境を大切にしたいと、非常に愛着を持たれた方が相当数おられるのだと、改めて感じました。また、本市は古くから台風の通り道となっており、これまで幾度となく大きな被害を、近年では東日本大震災以降の南海トラフの巨大地震が想定されたことを受け、自然災害への備えと関心が高まっていることは、非常に感じたところでございます。

御意見の中には、そうした自然災害への懸念を強く持たれている方も多く、特に平成１３年の西南豪雨災害等の経験と記憶から、土砂災害への警戒・関心が非常に高いのだということを、改めて認識した次第でございます。

こうした自然風土の中で生活する住民等の方々から、このように相当厳しい反対の意見が出されていることに、事業者の事業内容への不安や懸念への取組が十分ではないと感じざるを得ません。そのため、事業者には地元住民の思いにしっかりと向き合い、想像力を駆使して、相手方の気持ちにも十分な理解と配慮をもって、より一層丁寧な対応を行うよう説明責任をもって果たし、計画への理解を求める姿勢が必要不可欠だというふうに考えてございます。

意見書については現物は確認はしておりませんが、取りまとめたものについては、担当課のほうからしっかり話は聞いておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（作田喜秋君） ２番、坂下文宏君。

(２番 坂下文宏君発言席)

○２番（坂下文宏君） あと１８秒しかありませんので、その質問６、市長にお伺いしますが、このジオサイト内の原生林を失う懸念について、この懸念を払拭するための見解について、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

(市長 橋本敏男君自席)

○市長（橋本敏男君） ジオサイト内の懸念を払拭することというのは、基本的には、要は住民の皆さんの理解と、それから環境破壊というものに対する、しっかり業者の説明責任を果た

しながら、そのジオサイト環境について守っていくことができるのかどうかの確認に尽きると
いうふうに思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 坂下議員の時間が来ましたので。

（２番 坂下文宏君発言席）

○２番（坂下文宏君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） 岡本議員。

（１０番 岡本 詠君自席）

○１０番（岡本 詠君） さっきの固有名詞云々のところでの話なんですけど、一般質問に水を差すのもあれかなと思ってちょっと終わるのを待っていたんですけど、見ている人もあまりよく分からない状況だったと思うんですよ。

整理したいんですけど、坂下議員がパネルを出して、それにしんぶん赤旗の記事が載っていて、それを紹介していたと。議長の許可を得てそれを使うようになっていまして、それに対して議長が、固有名詞は控えてくれということで、ささっとやってくれということで議事進行がかかって、議運を開いたと。議運を開いて協議、審議した結果、そのくらいならいいんじゃないか、大目に見てあげてというふうなことでこれを許可したというか、進めていったという経緯だと思うんです。

それで私が言いたいのは、今回の問題、論点というのは、議長の判断でしんぶん赤旗という固有名詞を控えてくれという発言が、どうだったのかということなんです。これ、何に照らし合わせてどうだったのかというと、法令や会議規則、これに照らし合わせてどうだったのかという協議をしなければならないんじゃないですか。

でも議運の委員長の話だと、私も傍聴に入っていましたけど。何かそれだったら、これぐらいだったら大目に見てあげてとか、おおらかに対応してあげて、普通にやらせてあげたらいいんじゃないのみたいな感じで終わったんですよ。何かそういうことではなくて、議会ですから、ちゃんと法令とか会議規則に照らし合わせて、議長のその固有名詞は控えてくれという発言がどうだったのか、これをちゃんと審議しなきゃいけないんじゃないですか。だから、そういうことを議長として議員全員に、ちゃんと確認するようにしてください。これは要請しておきます。

○議長（作田喜秋君） 承りました。

以上で、本日の会議は、この程度にとどめて延会いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明 3 月 1 1 日午前 1 0 時に再開いたします。

午後 2 時 4 7 分 延 会